

令和 6 年度 認証評価

桐生大学短期大学部 自己点検・評価報告書

令和 6 年 6 月

目次

[様式 1～8] 自己点検・評価報告書	1
自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	11
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	15
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	15
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	19
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	28
<基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>	29
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	31
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	31
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	46
<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>	61
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	63
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	63
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	70
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	75
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	77
<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>	81
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	83
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	83
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	86
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	90
<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>	92
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11-1～20] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、桐生大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 6 年 6 月 28 日

理事長

関崎 亮

学長

山崎 純一

ALO

橋爪 博幸

1. 自己点検・評価の基礎資料

様式 4—自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人の沿革>

明治 34 年 12 月	故 長澤 幹子 桐生裁縫専門女学館として創立
明治 37 年 12 月	桐生裁縫女学館と改称
昭和 9 年 2 月	財団法人の認可により桐生高等家政女学校と改称
昭和 21 年 4 月	桐ヶ丘高等女学校と改称
昭和 23 年 4 月	学制改革により桐丘高等学校となり桐丘中学校を併置開設
昭和 26 年 2 月	学校法人桐丘学園 認可
昭和 27 年 10 月	桐丘幼稚園を設置
昭和 38 年 4 月	桐丘女子短期大学を設置
昭和 45 年 10 月	創立 70 周年記念式典挙行 秩父宮妃殿下御成
昭和 55 年 10 月	創立 80 周年記念式典挙行
昭和 56 年 6 月	学園創立記念碑建立
昭和 60 年 4 月	創立 80 周年記念事業野外彫刻「重力のファサード」完成 除幕式挙行
平成元年 3 月	桐丘短期大学を桐生短期大学、桐丘高等学校を桐生第一高等学校、桐丘中学校を桐生第一中学校、桐丘短期大学附属幼稚園を桐生短期大学附属幼稚園に校名変更
平成 2 年 11 月	創立 90 周年式典並びに記念事業落成式挙行
平成 2 年 12 月	創立記念日式典「大法要慰霊祭」挙行
平成 13 年 11 月	創立 100 周年記念式典挙行
平成 14 年 12 月	桐生第一中学校 廃止
平成 20 年 4 月	桐生大学設置 桐生短期大学と桐生短期大学附属幼稚園を桐生大学短期大学部と桐生大学附属幼稚園に校名変更
平成 20 年 4 月	桐丘学園本部を桐生市小曾根町 1 番 5 号からみどり市笠懸町阿左美 606 番 7 へ所在地を変更
平成 20 年 8 月	認定こども園桐生大学附属幼稚園認定・開設、2 歳児募集開始
平成 23 年 4 月	桐生大学附属中学校 設置
平成 23 年 4 月	桐生大学附属幼稚園 所在地変更（「群馬県桐生市小曾根町 1 番 2 号」から「群馬県桐生市新宿 1 丁目 4 番 54 号」へ）
平成 24 年 11 月	理事長 関崎 悦子先生 藍綬褒章受章
平成 26 年 11 月	収益事業（電気業）の開始に伴う寄附行為変更認可
令和 3 年 12 月	学園創立 120 周年

桐生大学短期大学部

<短期大学の沿革>

昭和 38 年 4 月	桐丘女子短期大学設立，被服科新設
昭和 39 年 4 月	食物科・生活デザイン科増設
昭和 43 年 4 月	短期大学 笠懸学舎に移転
昭和 46 年 4 月	桐丘女子短期大学を桐丘短期大学に校名変更、共学とする
昭和 63 年 4 月	食物科を生活科学科と科名変更・改組 短大創立25周年記念事業9号館新築工事着工（8月）
平成元年 4 月	桐丘短期大学を桐生短期大学に校名変更・定員増 短大創立 25 周年記念事業・校舎落成式举行
平成 3 年 3 月	被服科廃止
平成 6 年 9 月	新デザイン棟完成
平成 9 年 3 月	看護学科棟完成
平成 9 年 4 月	看護学科開設
平成 13 年 4 月	専攻科（助産学専攻）新設
平成 14 年 4 月	専攻科（助産学専攻）大学評価・学位授与機構認定 生活科学科，生活デザイン科定員減（臨時定員増の終了）
平成 18 年 4 月	生活デザイン科からアート・デザイン学科に名称変更
平成 19 年 4 月	専攻科（助産学専攻）定員増
平成 20 年 4 月	桐生短期大学を桐生大学短期大学部に校名変更・定員減 看護学科学生募集の停止
平成 22 年 3 月	看護学科廃止
平成 23 年 3 月	専攻科（助産学専攻）廃止 桐生大学短期大学部 財団法人短期大学基準協会による第三者 評価の結果、適格と認定
平成 25 年 4 月	アート・デザイン学科定員減
平成 30 年 3 月	桐生大学短期大学部 一般財団法人短期大学基準協会による平 成 29 年度第三者評価の結果、適格と認定
令和 6 年 4 月	生活科学科学生募集の停止

桐生大学短期大学部

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 6（2024）年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
桐生大学短期大学部	群馬県みどり市笠懸町阿左美 606 番 7	50 (※1)	140	146
桐生大学		160 (3) (※2)	600 (6)	592 (6)
桐生第一高等学校	群馬県桐生市小曾根町 1-5	500	1,500	1,396
桐生大学附属中学校	群馬県桐生市小曾根町 9-17	30	90	106
桐生大学附属幼稚園	群馬県桐生市新宿 1 丁目 4 番 54 号	35	105	44
桐生大学附属保育園		12	12	2

※1 桐生大学短期大学部生活科学科（入学定員 40 名）令和 6（2024）年度入学生より学生募集停止

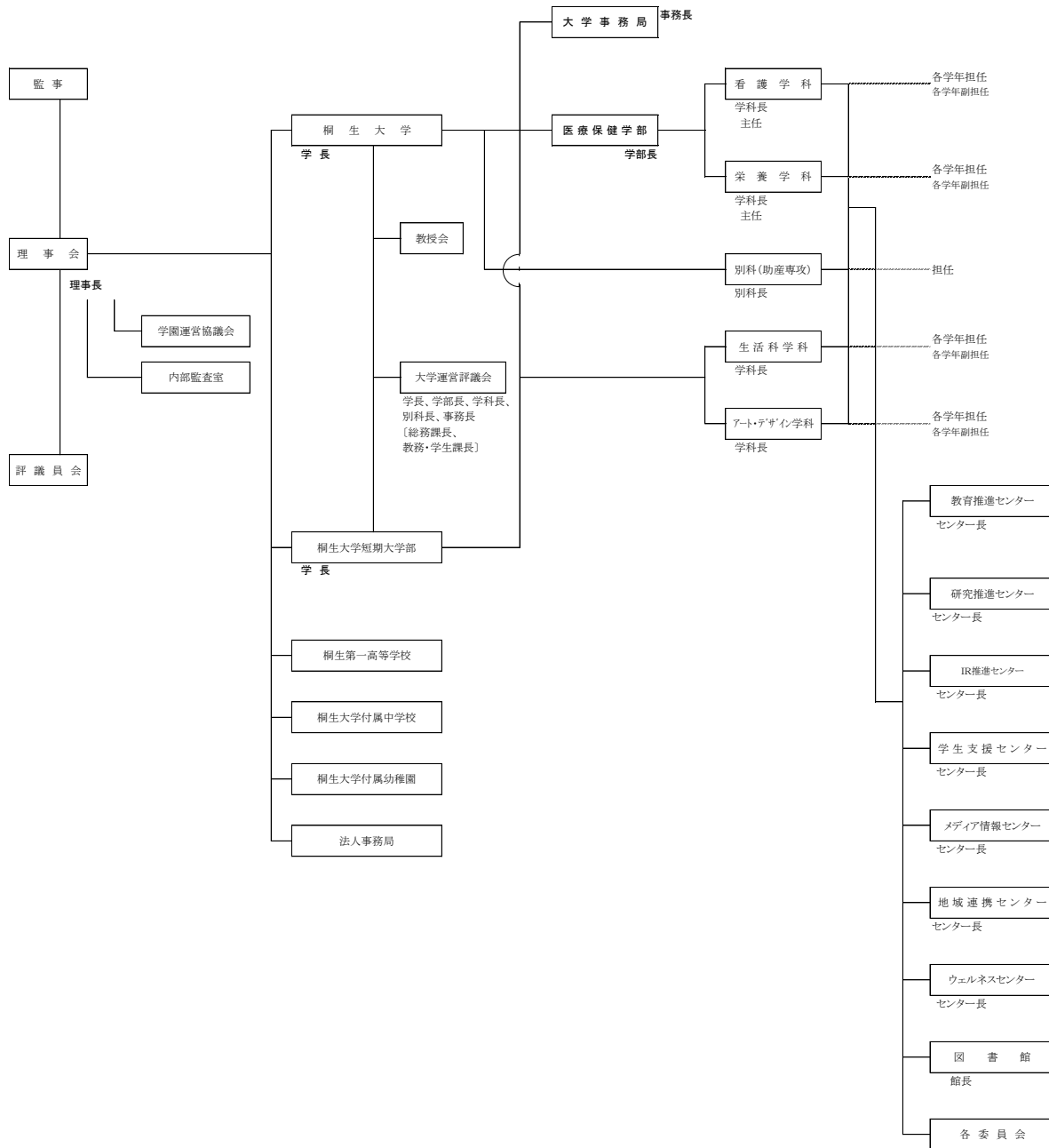
※2 桐生大学看護学科 令和 5（2023）年度入学生より定員増（80 名から 100 名）

桐生大学短期大学部

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和6(2024)年5月1日現在

2024年度 桐生大学・短期大学部 学務組織



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

- 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学の所在地は、群馬県みどり市笠懸町阿左美606番7で、市の中心部から南方向に位置する。みどり市は、平成18年3月27日に、新田郡笠懸町、山田郡大間々

桐生大学短期大学部

町、勢多郡東村が合併して誕生した新しい市で群馬県の東部に位置している。令和6年4月末での人口は48,667人。隣接する桐生市の人口は102,143人である。本学は、伊勢崎市と桐生市を結ぶ県道桐生伊勢崎線沿いにあり、自動車で伊勢崎市中心街から約20分、桐生市中心街から約15分の場所に位置している。また、北関東自動車道太田藪塚ICからは約5km、自動車で約10分のところに位置している。最寄り駅は東武桐生線阿左美駅であり、徒歩で20分ほどかかる。JR両毛線桐生駅からはスクールバスで約25分程度かかる。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

本学の学生の出身地は、群馬県が大勢を占め、隣接する栃木県がそれに続き、両県以外では長野県、埼玉県、茨城県、新潟県からの学生も多くみられる。

生活科学科については、近年、系列高等学校出身者が増えている。アート・デザイン学科については、近年全国的に美術系短期大学が減少していることもあり関東以外からの入学者がやや増加している。

地域	令和元 (2019) 年度		令和2 (2020) 年度		令和3 (2021) 年度		令和4 (2022) 年度		令和5 (2023) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
群馬県	62	70.5	66	75	75	70	73	75.3	63	70.8
栃木県	14	16	9	10.2	10	9.3	9	9.3	9	10.1
茨城県	3	3.4	3	3.4	3	2.8	1	1.0	2	2.2
埼玉県	2	2.3	2	2.2	4	3.7	3	3.1	2	2.2
新潟県	2	2.3	2	2.2	2	1.8	5	5.2	4	4.5
長野県	3	3.4	3	3.4	7	6.5	3	3.1	6	6.7
東北	2	2.3	2	2.2	3	2.8	2	2.1	2	2.2
南関東	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他地域	0	0	1	1.1	3	2.8	1	1.0	1	1.1
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

■ 地域社会のニーズ

群馬県内には令和5（2023）年現在、国公立大学5校、私立大学11校、短期大学7校あり、東毛地区の短期大学は本学のみとなっている。本学は地域社会との連携を図っており、入学者の70%以上が県内出身者となっている。さらに、自宅通学可能な県外地域からの学生も年々増えつつあり、特に栃木県から多くの学生が入学している。

昭和 38 (1963) 年に短期大学を設置以来、栄養関係に関しては、地域の食産業・給食施設・病院等に専門職として、多数の卒業生を輩出している。

デザイン関係については、大学が位置する地域が織物の町桐生であったことから、当初は主にファッションやインテリア関係の人材、いわゆる生活デザイン分野における担い手の育成が中心であった。しかし、近年においては、アート、デザイン分野の多様化に伴い、地域社会のニーズだけではなく、学びの多様化に応える教育内容に変化してきた。特に絵画、イラスト、マンガ等作家志向の学生が増加してきており、地域社会とニーズが一致していない状況であった。そのような状況を変えていく試みとして、デザインやアートを学ぶ学生が地域社会でどのように役に立つかをリサーチする授業「フィールドワーク」を開講した。学生は自分のスキルが地域社会でどのように役立つかを考え、知ることにより、将来の進路について幅広く思考するきっかけとなっている。また地域社会においてもアートやデザインを学んだ学生が一般企業等様々な業務においても貢献できる人材であることが浸透してきており、今後ますます地域社会でのニーズが高まるものと期待している。

■ 地域社会の産業の状況

群馬県内の産業の生産額でみると、自動車製造業をはじめとする輸送用機械器具製造業の割合が最も高く、次いで食料品製造業の割合が高くなっている。本学が所在する東毛地区の主要自治体であるみどり市、桐生市、太田市も同様の傾向である。

みどり市については、主に自動車や遊技機、事務用の機械に使われる金属部品やプラスチック部品等の生産が、また、東町地域では石を加工する石材業が盛んである。

桐生市については、「桐生は日本のはたどころ」と上毛かるたにうたわれているように、昔から織物をはじめとする繊維産業で栄えてきたが、現在は、繊維産業のほか、自動車部品や金属、電気関係産業も盛んである。

太田市については、自動車・電気機器・機械・プラスチック・繊維産業を中心とした北関東を代表する工業都市となっており、製造品出荷額は群馬県の中で常にトップクラスである。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)

テーマA 教育課程

- シラバスの一部に到達目標が具体性を欠くものや、評価方法等に出席点と誤解を生じさせる参加度を記載したものなど、表記等に改善が必要な科目がみられる。全ての科目において、第三者等による記載内容の確認、改善を行うことが望まれる。

(b) 対策
シラバスマニュアルの作成や第三者等がチェックする体制を整備した。
(c) 成果
シラバスマニュアルを作成したことにより、表記の仕方が統一され、学生に誤解を生むような記載がなくなった。また、教員間のシラバスチェック、教務係のチェックを実施することにより、シラバスの内容及び表記について学生にとってわかりやすくなった。

② 上記以外で、改善を図った事項

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
○ 評価の過程で、学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について短期大学設置基準の規定どおり学則等に定められていないという問題が認められた。 当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、当該短期大学の継続的な教育の質保証を図るとともに、法令順守の下、より一層自己点検・評価活動の向上・充実に努められたい。
(b) 改善後の状況等
継続的な教育の質保証を図りつつ、内部質保証の方針を定め、自己点検評価報告書を作成するなど、より一層自己点検・評価活動の向上・充実に努めている。

④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設

桐生大学短期大学部

置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 5（2023）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的資金の使用については、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和 3 年 2 月 1 日改正）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」に基づき、「桐生大学・桐生大学短期大学部における公的研究費の管理・監査に関する規程」、「桐生大学・桐生大学短期大学部における研究活動の不正行為防止等に関する規程」を制定し、適正に管理している。

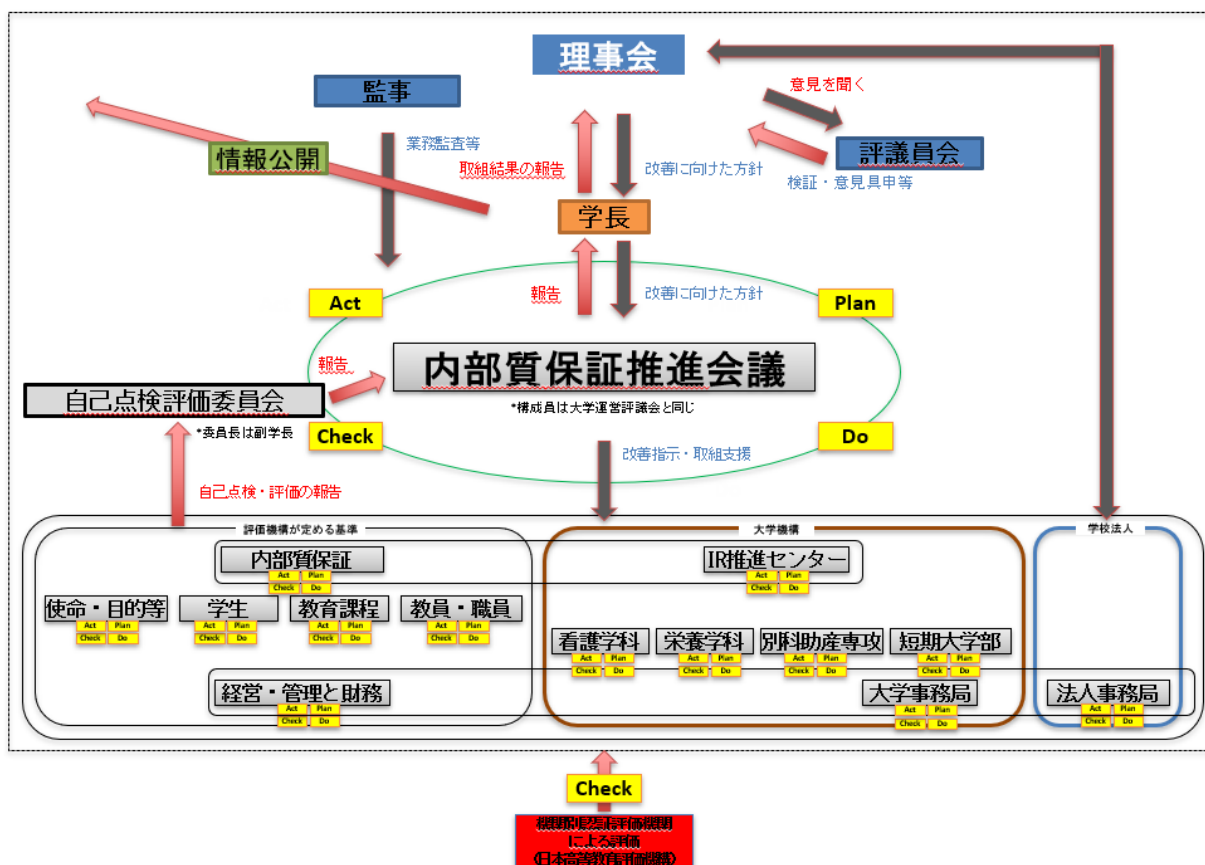
2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

委員会	役職	氏名
委員長	学長	山崎 純一
副委員長	ALO、短期大学部生活科学科教授、学生支援センター長、学生委員長	橋爪 博幸
委員	医療保健学部看護学科長、准教授	松沼 晶子
委員	医療保健学部栄養学科長、教授、メディア情報センター長、入試広報委員長、情報セキュリティ委員長	石井 広二
委員	医療保健学部栄養学科主任、准教授	島田 美樹子
委員	別科助産専攻別科長、准教授	古賀 裕子
委員	短期大学部生活科学科長、准教授	中島 君江
委員	短期大学部アート・デザイン学科長、教授	佐野 広章
委員	短期大学部アート・デザイン学科准教授	大日向 基子
委員	法人事務局長、大学事務長、大学改革推進部長、経営企画部長	水嶋 祥元
委員	総務課長	横山 寛
委員	ALO補佐、教務・学生課長、大学改革推進部課長	神保 歩久人
委員	入試広報課係員、アドミッション・オフィサー	伯田 藍子
委員	入試広報課係員	倉繁 冬弥

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

桐生大学・桐生大学短期大学部
内部質保証体制図



組織が機能していることの記述（根拠を基に）

(1) 内部質保証に関する全学的な方針の明示

本学では以下のとおり、内部質保証に関する全学的な方針を明示している。

内部質保証の方針

桐生大学・桐生大学短期大学部は、内部質保証を推進するため、以下のとおり方針を定める。

1. 基本的な考え方

本学は、その理念・目的及び社会的使命を達成し、教育研究水準の向上を図るべく、本学の教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うとともにその結果を公表し、常に改善に努める。

さらに、内部質保証についての組織内の理解を促し、組織文化として定着を図る。

2. 組織体制及び PDCA サイクルの運用プロセス

(1) 自己点検評価委員会は、毎年度自己点検・評価を行い、所定の報告書を作成し、全学における内部質保証を推進するために組織する内部質保証推進会議へ報告する。

(2) 内部質保証推進会議は、自己点検・評価結果の検証を行い、学長に報告する。

(3) 学長は改善に向けた方針を示すとともに、自己点検・評価結果と併せて理事会に報告する。

(4) 理事長は理事会の前にあらかじめ評議員会に意見を聞き、理事会に対し必要に応じ意見具申等を行う。

(5) 理事会はこれを受けて学長に対し改善に向けた方針を示し、さらに学長も内部質保証推進会議に対し改善に向けた方針を示す。

(6) これを受けて内部質保証推進会議は、該当各部門に対し改善指示・取組支援を行う。

(2) 内部質保証のための恒常的な組織体制の整備

本学・本法人では前述した図で示したとおり、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備している。

具体的には、大学・短期大学基準協会が定める基準に沿った自己点検・評価を各部署の責任者が自己点検評価委員会に報告し、チェックののち内部質保証推進会議、理事会、監事等にもチェックされる仕組みを整備している。

(3) 内部質保証のための責任体制の明確化

最高責任者は理事長であり、監事、評議員会、学長、法人事務局、内部質保証推進会議、自己点検評価委員会、IR 推進センター等が機能別に役割・責任を担っている。

(4) 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の方法

教育・研究活動等の状況について自己点検及び評価を行うため、自己点検評価委員会規程に基づき自己点検評価委員会を設置している。

自己点検・評価の趣旨は、大学が、教育研究水準の向上や活性化に努めるとともに、

その社会的責任を果たしていくため、その理念・目標に照らして自らの教育研究活動等の状況について自己点検し、現状を正確に把握・認識した上で、その結果を踏まえ、優れている点や改善を要する点等、自己評価を行うことにある。

このため、学生の学修状況については教務委員会とFD委員会による通常の成績評価や授業評価アンケートの分析、就職状況については学生支援センターと担任が連携を密に取り合い把握している。学生の意識調査については学生委員会による学生生活実態調査、卒業時の満足度調査については卒業時アンケート、就職先の企業アンケートについては学生支援センターによる卒業生・就職先アンケートを実施し、調査結果をみて、改善点を洗い出し、各種計画に役立てている。さらに必要に応じてIR推進センターが各種アンケートを分析し、学長や各部署に改善意見・提言を行っている。

(5) エビデンスに基づく、自己点検・評価の定期的な実施

自己点検・評価の前提としては、エビデンスに基づいて事実関係等の確定がきちんとなされ、その下での適切な評価がなされることが必要である。この事実関係等を確実に把握するためには、あらかじめ必要となる調査評価項目について確実な調査に基づく必要かつ十分な資料を収集することが必要であるとともに、その収集されたデータを的確に分析することも不可欠である。

本学ではそのための体制を大学管理運営上のシステムとして確立し、収集される資料を調査分析できる体制を整備している。

これに基づき自己点検・評価を、自己点検評価委員会を中心に定期的に行っている。

(6) 自己点検・評価の結果の学内での共有と社会への公表

自己点検・評価の結果は、自己点検・評価書や自己点検評価委員会議事録を全教職員が閲覧できる共有フォルダに保存する等、学内で共有している。

また自己点検・評価書は、大学ホームページにも掲載し公表している。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和5（2023）年度を中心に）

時期	会議名等	活動内容
令和5（2023）年8月	短期大学認証評価ALO対象説明会	ALOとALO補佐で参加し、資料等を各部署に共有。
令和5（2023）年12月	自己点検評価委員会	令和5年度の自己点検・評価報告書の作成依頼文、執筆分担、スケジュールについて確認を行い、各部署に依頼。
令和6（2024）年2月	自己点検評価委員会	依頼した第1稿をとりまとめ、確認し、第2稿の依頼。
令和6（2024）年3月	自己点検評価委員会（メール審議）	依頼した第2稿とりまとめ及び第3稿の依頼。
令和6（2024）年4月	ALO及び自己点検評価委員会事務担当の打ち合わせ	認証評価の提出資料、備付資料の確認や自己点検・評価書のチェック、視察ルートの確認。
令和6（2024）年5月	自己点検評価委員会	依頼した第3稿のとりまとめを行い、完成版として内部質保証推

桐生大学短期大学部

		進会議に上程することについて承認。
令和6（2024）年5月	内部質保証推進会議	自己点検評価委員会から上程された自己点検・評価報告書について内容を確認・審議。
令和6（2024）年5月	理事会・評議員会	学長より自己点検・評価報告書を基に取組結果の報告。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

提出資料

1. 令和 5 年度学生生活ハンドブック P. 2
2. ホームページ「建学の精神」
<https://www.kiryu-u.ac.jp/guidance/establishment/>

提出資料-規程集

2. 桐生大学短期大学部 学則

備付資料

1. 桐丘学園創立百周年記念誌
2. 桐生大学・桐生大学短期大学部開学 10 周年記念誌
3. 桐生大学・みどり市連携協力に関する包括協定書
4. 桐生大学・桐生大学短期大学部と桐生市の包括連携協力に関する協定書
5. 桐生大学・桐生大学短期大学部とむかわ町との相互協力協定書
6. 産学連携協力に関する連携覚書（桐生大学・桐生大学短期大学部とイオンモール株式会社）
7. 桐生大学・みどり市連携協力事業 令和 5 年度事業実績一覧
8. 公開講座リーフレット
9. 健康講座リーフレット
56. 2023 年度前期 科目等履修生募集要項
57. 2023 年度後期 科目等履修生募集要項
58. 2023 年度前期 聴講生募集要項
59. 2023 年度後期 聴講生募集要項
60. ウクライナ異文化交流会記録

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

本学は明治 34（1901）年に桐生裁縫専門女学館として創立し、建学の精神を「社会に出て役立つ人間の育成」、教育（基本）理念を「高い教養と確かな技術の修得をめざした『実学実践』による幅広い職業人の育成」としている。本学では、こうした建学の

精神は教育基本法等に基づいた公共性を有していると考えており、また、使命・目的及び教育目的として「本学は、民主国家建設のため地域社会における優秀な技術・技能者の負う分野の重要性に鑑み、学校教育法にのっとり一般教養の知能を授けると共に専門原理の探究と応用技能を修得せしめ、自ら進んで思索し、自由と責任、独立共同の意識と生活に習熟せしめることにある。特に学生の個性を重視し、知育・徳育・体育の三育を中心に感情・意志の健全強固な発達および社会的・美学的修養を計り、国家並びに世界平和と幸福繁栄の増進に協力寄与する人材を育成することを目的とする。」と定め、桐生大学短期大学部学則第 1 条において具体的に明文化している。(提出・規程集 2)

建学の精神はホームページや学生生活ハンドブック、記念誌等において学内外に広く共有しており、入学式や学位授与式においても学長が建学の精神に言及する等、建学の精神の理解と支持を得られるように努めている。(提出-1、提出-2、備付-1、備付-2)

建学の精神は自己点検・評価報告書を作成する過程で定期的に確認しており、社会情勢等に適切に対応していく方針である。

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

本学は地域社会に貢献すべく、公開講座や市民講座、また、聴講生制度、科目等履修生制度等で正規授業を開放し、地域社会の生涯学習のニーズに対応している。聴講生や科目等履修生は、多くの正規授業を開放し、近隣の受講者(みどり市住民)には減免措置をする等、地域の方の受講生を募っている。(備付-56、備付-57、備付-58、備付-59)「公開講座」は、毎年地域連携センターにおいてテーマを検討し、市民に無料で実施しており、多くの聴講希望で賑わっている。令和 5(2023)年度においては地域のニーズに応える形で「健幸アンバサダー養成講座～心に届く健幸情報の伝道師になりませんか～」をテーマに実施し、地域住民やみどり市職員が参加し、好評であった。(備付-8)

本学は、平成 20(2008)年度に群馬県みどり市と連携包括協定を結んでいる。(備付-3)協定を結ぶ以前からみどり市とは活発な交流活動を行っていたが、この協定を機にさらに交流事業が進んでいる。(備付-7)みどり市民を対象とした「健康講座」の開設や、アート・デザイン学科の特性を生かした連携事業を多数実践している。(備付-9)

デザインによる連携においては、地域産業の活性化を目的とした「みどり市ブランド」に協力し、商品のラベルやパッケージデザインのアドバイスをを行うほか、ロゴマー

クの提案や PR ビデオの制作等、デザインの手法による地域貢献を行っている。絵画による連携においては、高齢者保健福祉計画及び介護保健事業計画策定に係るイラストの提供や、みどり市わがまち景観ポスターコンクールの一次審査を学生が担当する等、実制作者の技術力と知識を活かした貢献を行っている。教育による連携においては、毎年夏休みにみどり市の子ども達を対象に「こども造形教室」を実施している。小学校 1 年生から 4 年生を対象に募集し、毎年多くの児童が参加し、人気を博している。その他に地域の産業、行政が求める内容についてリサーチし学外機関と連携しながら企画実行していくフィールドワーク授業を開設している。病院での癒しのアートの提案、地域産業との製品開発、行政との連携事業、小学校への出張授業等、様々な企画を実行している。行政との連携事業では平成 30 (2018) 年より北海道むかわ町と相互協力協定を結び、学生の学びが社会貢献となる教育の仕組みづくりと、恐竜化石を活かしたむかわ町の経済発展を目的に、心に響くデザインを目指し、学生は毎年調査と提案を行っている。(備付-5) フィールドワーク授業は、実践的な学びにより、専門の学びに対する社会での必要性を体感するとともに、更なる学びの方向性を発見することを目的としている。今後も学科の特性を活かし、地域の産業や、行政等と連携していきたいと考えている。生活科学科では、産官学連携事業として、きのこの白だしを使用したレシピを開発する等、地域産業や行政との連携を行っている。(備付-4) 桐生商工会議所主催のイベント(糸ヤどおりいらっしやいませ)にカフェを開き、学生の手作り焼き菓子とドリンクを提供している。年末にはみどり市社会福祉協議会が一人暮らしの高齢者へ「おせち料理」を配食する事業へのボランティア活動や、「シルバーランチ」と称してみどり市及び桐生市在住の高齢者の方々へ、学生が立案した献立を調理し配食している。その結果、多くの地域住民の方々には喜ばれ、毎年シルバーランチの配食を心待ちにしている。令和 4 (2022) 年度においては桐生市役所と連携し、ウクライナ侵攻により桐生市に避難されている 2 名をお招きし、ウクライナの伝統料理を学生に教えていただき、食事をする等の異文化交流会を実施した。技術を学ぶだけでなく、異文化に対する理解を深めることができる貴重な経験となった。(備付-60) また、令和 5 (2023) 年度にはイオンモール太田と地域社会、産業界等の活性化や振興、人材育成、教育・文化振興、調査研究の分野で相互に協力し、地域の持続的な発展に寄与することを目的として、産学連携協力に関する連携覚書を締結した。(備付-6) イオンモール太田内の自動販売機のデザインや学生と児童と一緒にワークショップイベントに参加する等、地域社会の振興に寄与しつつ、学生の教育効果をより高めることができるような連携を実施している。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

「課題」とまでは言えないが、本学では新規採用された教職員に対して、必ず学生生活ハンドブック等を示して、建学の精神、大学の使命・目的について説明し、理解と支持を得ているが、これを維持・強化していきたい。また、地域貢献においては、新型コロナウイルス感染症の流行以降、ボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献する活動は止むを得ず自粛していたが、徐々に活動が再開されつつある。今後は生涯学習事業等の教育による地域貢献活動の新たな形を検討したい。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

該当なし

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料

1. 令和 5 年度学生生活ハンドブック P.2～3
3. ホームページ「教育情報の公開」<https://www.kiryu-u.ac.jp/guidance/org/>
5. 桐生大学・桐生大学短期大学部ガイドブック 2023
6. 2023 年度学生募集要項 P.3
8. 2023 年度シラバス 桐生大学短期大学部生活科学科
9. 2023 年度シラバス 桐生大学短期大学部アート・デザイン学科

提出資料-規程集

2. 桐生大学短期大学部 学則

備付資料

10. 桐生大学短期大学部自己点検・評価報告書（過去 3 年分）
11. 内部質保証体制図
12. 「桐生大学・桐生大学短期大学部の教育活動に関する評価」報告書
13. アセスメント・ポリシー
95. 桐生大学・桐生大学短期大学部 中期計画「TRUST」

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に答えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-1 の現状>

学科の教育目的・目標は、桐生大学短期大学部全体として学則第 1 条においてその目的を、「本学は、民主国家建設のため地域社会における優秀な技術・技能者の負う分野の重要性に鑑み、学校教育法にのっとり一般教養の知能を授けると共に専門原理の探究と応用技能を修得せしめ、自ら進んで思索し、自由と責任、独立共同の意識と生活に習熟せしめることにある。特に学生の個性を重視し、知育・徳育・体育の三育を中心に感情・意志の健全強固な発達および社会的・美学的修養を計り、国家並びに世界平和と幸福繁栄の増進に協力寄与する人材を育成することを目的とする。」としたうえで、さらに各学科の教育研究上の目的として学則第 4 条において、生活科学科については「私たちの生活を身近な問題から、グローバルなテーマに至るまで幅広く研究し、栄養士として実践を重視し「健康」「栄養」の分野で活躍できる人材の育成を目的とする。」、アート・デザイン学科については「幅広い知識と視野の獲得、自らの関心に基づいて創作活動へ取り組むことができる力の育成、物事に対する洞察力を基礎とした創意溢れ

る表現力の探求を重視し、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。」としており、建学の精神である「社会に出て役立つ人間の育成」に基づき確立している。(提出-規程集 2)

学科の教育目的・目標については学内外に表明している。大学の使命・目的及び教育目的を記載している学生生活ハンドブックでは、役員、教職員、学生全員に、大学案内は役員、教職員全員に配付している。(提出-1) さらに大学案内については、本学への受験を検討する高校生等を主とする資料請求者やオープンキャンパス時の参加者に無料で配付している。(提出-5) これらは大学ホームページにも同様に掲載する等、大学の使命・目的は学内外に周知徹底している。(提出-3)

学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているかについては、定期的に点検している。本学・本法人では、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備・運用することでこれを担保している。具体的には、大学・短期大学基準協会が定める基準に沿った自己点検・評価を自己点検評価委員会に報告し、チェックのうち内部質保証推進会議、理事会、監事等にもチェックされる仕組みを整備・運用することでこれを担保している。(備付-10、備付-11) また、本学の教育面について、客観的な視点から意見を取り入れるため、みどり市から教育活動に関する評価をしていただいている。(備付-12)

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学では、建学の精神を学則等において使命・目的及び教育目的として具体的に明文化しているが、さらにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アセスメント・ポリシー、シラバス等において短期大学としての学習成果として具体的に定め、学生生活ハンドブック、大学ホームページ等を通じて学内外に表明している。(提出-1、提出-3、提出-規程集 2、備付-13) 学生に対してはシラバスにおいて「卒業認定・学位授与の方針との関連」、「到達目標」を明示することにより、各科目の学習成果が分かるようになっている。(提出-8、提出-9)

また、前述の内部質保証を的確に運用することにより、これを定期的に点検している。(備付-11)

なお、ディプロマ・ポリシーについては次のとおりである。

〔生活科学科〕

- ①私たちの生活を身近な問題からグローバルなテーマまで多角的に理解している。
- ②生活科学の基礎となる衣食住に関する基本的なことがらについて、さらに生活を取り巻く社会的環境について、科学的に理解している。
- ③「人間のからだ」「食品」「栄養」に関して基本的なことがらを理解し、さらにそれら相互作用について、理解している。
- ④「人間のからだ」「食品」「栄養」に関する学修を総合的に理解し、「健康・栄養」に係る現場での実践的に活用し、また問題を解決できる能力を修得している。

〔アート・デザイン学科〕

- ①「環境」や「コミュニケーション」の側面から、「人間の生活空間」について多面的に理解している。
- ②対象の理解をもとにして表現するための知識や技能、および選択した専門分野の知識や技能を修得している。
- ③実践的なデザイナーやアーティストとして活躍できるように、多様な社会のニーズ、変化に対応できる知識・技術を修得している。

〔区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準 I -B-3 の現状＞

本学では下記のとおり三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

〔生活科学科〕

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

- ①私たちの生活を身近な問題からグローバルなテーマまで多角的に理解している。
- ②生活科学の基礎となる衣食住に関する基本的なことがらについて、さらに生活を取り巻く社会的環境について、科学的に理解している。
- ③「人間のからだ」「食品」「栄養」に関して基本的なことがらを理解し、さらにそれら相互作用について、理解している。
- ④「人間のからだ」「食品」「栄養」に関する学修を総合的に理解し、「健康・栄養」に係る現場での実践的に活用し、また問題を解決できる能力を修得している。

教育課程の方針（カリキュラム・ポリシー）

- ①私たちの生活を身近な問題からグローバルなテーマまで多角的に理解できるよう「基礎科目」を配置する。
- ②家庭生活に対して、大きな影響を与える社会のさまざまな現象を科学的に理解するため、衣食住に関する基本的なことがらを学修し、さらにそれを取り巻く社会的環境について科学的に学修することを目的とする科目を「専門科目」の中に配置する。
- ③特に栄養士に必要な知識・技術を理解していくため、「社会生活と健康」「人体の構造と機能」「食品と衛生」「栄養と健康」「栄養の指導」「給食の運営」に関する分野の科目、及びそれら相互の関係に関する科目を「専門科目」の中に配置する。
- ④基礎科目と専門科目に関する学修を統合し、社会で実践的に活用できる人材を育成するための科目を配置する。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

求める学生像

私たちの生活を身近な問題から、グローバルなテーマに至るまで幅広く研究し、実践を重視して「健康」「栄養」の分野で活躍できる人材を育成します。その観点から生活を取り巻く諸問題に幅広い関心を持ち、主体的に研究できる意欲のある人材を求めています。

入学者選抜の基本方針

生活科学科では、栄養や健康について食の視点から科学的に解明でき、さらには地域社会でリーダーシップを発揮できるような基礎的教養の修得を重要視し、実践力のある魅力的な職業人としての栄養士の養成を目指します。そのため食品や栄養、人体に関する講義や実習、そして様々な活動を通して実践力を身につけていくのが特長です。

それらの学習には基礎的な学力やコミュニケーション能力が必要であり、そのためには、「読む・書く・話す」の基本となる国語力等が不可欠となります。また、栄養学などの科目では生物をはじめとした理科の知識を基礎としていますので、これらのことを学ぼうとする意欲が、生活科学科での学修をより充実したものにします。

〔アート・デザイン学科〕

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

- ①「環境」や「コミュニケーション」の側面から、「人間の生活空間」について多面的に理解している。
- ②対象の理解をもとにして表現するための知識や技能、および選択した専門分野の知識や技能を修得している。
- ③実践的なデザイナーやアーティストとして活躍できるように、多様な社会のニーズ、変化に対応できる知識・技術を修得している。

教育課程の方針（カリキュラム・ポリシー）

- ①アート・デザインの領域を担うものにとって必要な「人間の生活空間」についての理解、「環境」や「コミュニケーション」に関わる知識を修得するための基礎的な学習を目的とした「基礎科目」を配置する。
- ②「対象の理解をもとにした多様な表現」の体系的な学修を目的に、5分野から選択できる「専門科目」および分野を横断した共通の「専門科目」を配置する。
- ③実践的なデザイナーやアーティストとして活躍するため、また多様な社会のニーズ、変化に対応できる知識・技術を身につけるため、「専門科目」の中にそれまでの学習を統合・発展させる科目を配置する。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

求める学生像

アート・デザイン学科では、幅広い知識と視野の獲得、自らの関心に基づいて創作活動へ取り組むことができる力の育成、物事に対する洞察力を基礎とした創意溢れる表現力の探究を重視し、社会に貢献できる人材の育成を行っています。そのため、知識・技術の習得について努力を継続し、創作活動に対する目標を明確に持ち、興味のある分野を深く探究できる人を求めています。

入学者選抜の基本方針

入学試験では、基礎的能力と本学への進学意欲・アート・デザイン分野への適性が主な評価の観点となります。

基礎的能力とは高等学校での学習成果全般が対象となっており、短期大学での学習に共通して必要となる基礎的な力を示します。具体的には、各必修教科への習熟状況や出欠席数、課外活動への取り組み状況等が挙げられます。進学意欲とは、アート・デザイン分野や本学の教育環境に対する理解と関心を示し、適性とは、アート・デザイン分野の学びに対応する能力（描写力、発想力等）を示します。進学意欲の向上と適性の獲得に有用な事として、高等学校における芸術教科、あるいは創造的な課外活動への積極的な取り組みを、一例として挙げるすることができます。

なお、三つの方針の策定にあたっては、建学の精神、使命・目的及び教育目的を基に組織的議論を重ねている。

また、本学では当該三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。具体的には、三つの方針を起点とした内部質保証の実施とその結果の教育の改善・向上への反映によってこれを担保している。(備付-11)

学内外への周知については、引き続き、在学生等、学内へは入学式やオリエンテーションのほか、通常の教育課程(講義・実験・実習等)や学生生活の中において、高校生等、学外へはホームページや学生募集要項・大学案内等の印刷物のほか、オープンキャンパス等のイベントを通じて大学の情報を広く公開し、適切かつ正確な情報提供に努めている。(提出-3、提出-5、提出-6)

本学では、地域から信頼され、学生や卒業生のために持続的に成長する大学で在り続けるために3つの目標と6つの指針、そして8つの区分毎の指標を有する中期計画を策定している(対象年度は令和元(2019)年度から令和6(2024)年度)。前述の本学の使命・目的及び教育目的はこの「中期計画 TRUST」に盛り込んでいる。(備付-95)すなわち、本学の使命・目的である、「地域社会において優秀な人材を提供するため、基礎教養の知能を授けると共に専門原理の探求と応用技能を修得させ、自ら進んで思索し、自由と責任、独立と共同の意識を学習することを目的とする。特に、学生の個性を重視し、知育・徳育・体育の三育を中心に健全強固な意志と社会的・美学的素養を身につけ、国家並びに世界の平和と幸福増進に協力寄与する人材の育成」を、中期計画の3つの目標である、①「群馬の知の拠点」となって信頼される大学、②地域貢献、人材育成、学生サービスで群馬県内トップをいく大学、③多種多様な個性を尊重する大学、に反映させている。3つのポリシー、アセスメント・ポリシーに加え、以下2つのポリシー(研究ポリシー、学生支援ポリシー)を独自に定め、教育研究及び学生支援の質の向上に努めている。

桐生大学短期大学部 研究ポリシー

本学は、建学の精神に基づき、研究の基本的なあり方を示した研究ポリシーを以下の通りに定める。

1. 研究の理念

・本学は、人々の健康と豊かな生活を目的とした創造的かつ独創的な研究を目的とする。

2. 大学の責務

・本学は、教員の自由意志に基づく真理の探究に関する活動を尊び、学問研究、発想、表現の自由を保障する。そして、研究に必要な基礎的な研究費の確保や研究時間及び研究のための基盤インフラの整備を含む研究環境の確保・充実に努める。研究により得られた知識は、社会に還元し貢献する。

3. 研究に携わる者の責務

- ・本学の研究の理念に沿って、誠実に研究を行う。
- ・研究者としての誇りを持ち、法令や関係する学内外の規則を遵守し、公正かつ信頼に足る研究活動を行う。
- ・研究の倫理性を確保し、人間の尊厳、人権及び基本的自由を尊重するとともに関連する倫理規程を遵守する。(研究倫理)
- ・研究の意義を正しく理解し、研究成果が社会に及ぼす影響を省察する。
- ・外部機関からの研究費の獲得に努め、研究の拡大・向上に積極的に取り組む。(外部資金獲得)
- ・研究によって得られた成果・作品等を積極的に社会に発信し、貢献する。(情報公開)
- ・研究環境を向上させるコミュニティ及び所属組織の取り決めに積極的に参加する。
- ・地域の求めるニーズに対して積極的に取り組み、地域との連携による相互の発展を目指す。(研究の社会性)
- ・研究の相互理解を図るとともに、必要に応じ連携し研究の質を向上させる。(研究者間の連携による研究の質的向上)
- ・科学研究行動規範を遵守し、科学の質の確保に努める。そのため、実験ノート、実験データなどの研究資料等を一定期間保管し、必要が認められた時には開示する。(研究の遂行)
- ・研究費の使用は、法令・関連規則を遵守する。(研究費の使用)

桐生大学短期大学部 学生支援ポリシー

本学は、充実した大学生活を応援するため、以下の通り、生活支援、修学支援、進路支援について、基本方針を定めます。

生活支援

学生生活全般を多面的にサポートします。

1. 学生の心身の健康の保持・増進のため、キャンパス内の環境を整備します。また、感染症や自然災害に備えた啓発活動を行い、万一の場合には迅速に対処します。
2. ウェルネスセンター等での健康相談・対応体制の充実を図ります。悩みを抱える学生や孤立しがちな学生が相談できる体制を整えます。
3. 学生の人権を守るため、ハラスメント防止に努めます。
4. 学生の経済的状况に応じて、相談できる体制を整備します。各種奨学金の情報提供や、申請書類作成の支援を行います。
5. サークルやボランティア活動などの取り組みをサポートします。
6. 学生による授業評価、在学生や卒業生を対象としたアンケート等を実施し、その結果を公表し、学生生活の改善につなげます。
7. 年度当初に配布する『学生生活ハンドブック』を通じて、学生生活に必要な情報を得られるようにします。

修学支援

学業に専念できる学習環境を整備します。

1. 図書館や閲覧室など、グループあるいは個人の自主学習スペースを確保します。
2. 最新の ICT 機器を整備し、学生が主体的に活用できる環境を提供します。
3. 障がいのある学生等の修学支援に努めます。
4. 修学困難な学生に対し、履修に関する面談等の支援を行います。

進路支援

目標とする進路に向けて適切なアドバイスを行います。

1. 卒業生を招いてキャリアガイダンス等を実施するなど、効果的な進路支援を行います。
2. キャリアデザインを具体的にイメージすることができるように、キャリア教育の履修モデルを提示します。
3. 各種国家試験や各種資格試験の対策講座等を開講し、支援します。
4. 学生支援センターを中心に、教員や進路アドバイザーによる個別の進路相談を適宜実施します。

さらに 8 つの指標（大学改革、教育改革、校舎設備・教育環境の整備、研究力強化、生活・進路支援強化、社会連携・地域連携、入試改革、組織改革・財務改革）は KPI

(Key Performance Indicator)を設定し、PDCAサイクルにより大学改革の進捗管理を組織的に行っている。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

内部質保証のスキームを通じて教育効果を点検しているが、本法人・本学において内部質保証に関する全学的な方針が制定されたのは令和2（2020）年度、本格的に運用開始されたのが令和3（2021）年度と新しく、まずは、運用の定着に全力を挙げたい。そのうえで今後、改善すべきところは改善し、さらなる向上につなげたい。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

該当なし

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料

4. 内部質保証の方針

提出資料-規程集

17. 桐生大学・桐生大学短期大学部 自己点検評価委員会規程

備付資料

10. 桐生大学短期大学部自己点検・評価報告書（過去3年分）

11. 内部質保証体制図

13. アセスメント・ポリシー

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

本学での自己点検・評価のための規程及び組織は、「内部質保証の方針」に基づいて、自己点検評価委員会規程等にのっとり整備している。（提出-4、提出-規程集 17）具体的には、大学・短期大学基準協会が定める基準に沿った自己点検・評価を自己点検評価委員会に報告し、チェックののち内部質保証推進会議、理事会、監事等にもチェックされる仕組みを整備している。（備付-11）

定期的な自己点検・評価については、令和3（2021）年度から本格的な内部質保証の体制を整備して以降、毎年自己点検・評価報告書を作成し、公表、強化している。（備付-10）

自己点検・評価活動への全教職員の関与は、令和3（2021）年度に策定した「内部質保証の方針」に基づいて適宜・適切に実施している。

自己点検・評価活動への高等学校等の関係者の意見聴取についても、本学・本法人の内部質保証のスキーム（理事会、評議員会に高等学校関係者が含まれている）の中で実施できる体制としている。

本学では自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。これは本学・本法人の内部質保証で包含している PDCA サイクルを機能させることで担保していることによ

る。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法については、アセスメント・ポリシーを設定し、主に教務委員会や IR 推進センターにおいて点検・評価している。（備付-13）このポリシーは、ディプロマ・ポリシーの内容を客観的かつ適切に評価することを目的としている。評価レベルを機関レベル、教育課程レベル、科目レベルに分け、それぞれ入学前・入学時、在学中、卒業時の各種試験や単位取得状況、授業評価アンケート結果、GPA 分布、進学状況、就職状況等から検証している。本学は学習成果を評価する観点で、客観的に教育活動を見直し、より充実した教育プログラムを構築することに努めている。前述の内部質保証で包含している PDCA サイクルを機能させることで教育の向上・充実も担保している。（備付-11）

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令については組織として確認し遵守している。また、栄養士法施行規則においても法令順守を徹底し、資格取得に関連する科目においては欠席者（公欠、出席停止を含む）に補講を実施し、教育内容の充実と資格に対する責任を全うしている。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

本法人・本学において内部質保証に関する全学的な方針が制定されたのは令和 2（2020）年度と新しく、まずは、運用の定着に全力を挙げたい。そのうえで今後、改善すべきところは改善し、さらなる向上につなげたい。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

該当なし

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画は主に以下のとおりであった。

- ・建学の精神である「社会に出て役立つ人間の育成」像の見直し、検討を行う。
- ・建学の精神の周知徹底をはかる。

建学の精神である「社会に出て役立つ人間の育成」像の見直しは、自己点検・評価報告書作成の過程で毎年行っている。

役員、教職員には必ず大学案内等を示して、建学の精神、大学の使命・目的について説明し、理解と支持を得ている。学生には新入生全員に毎年配付している学生生活ハンドブックに建学の精神、大学の使命・目的について記載されており、オリエンテーション時や入学式、学位授与式時に説明しており、周知徹底することができた。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

引き続き教務委員会においては学生の学修状況と卒業時の満足度調査、学生委員会は学生の意識調査を、学生支援センターにおいては資格取得状況・就職状況の調査、就職先の企業アンケートを、FD委員会においては授業評価アンケートを実施していくが、今後はより一層、IR推進センターを中心にPDCAサイクルにあてはめ、内部質保証の改善に努めていきたい。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】**[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]**

<根拠資料>

提出資料

1. 令和 5 年度学生生活ハンドブック P.6
3. ホームページ「教育情報の公開」 <https://www.kiryu-u.ac.jp/guidance/org/>
6. 2023 年度学生募集要項
7. ホームページ「入試情報」 <https://www.kiryu-u.ac.jp/admission/>
8. 2023 年度シラバス 桐生大学短期大学部生活科学科
9. 2023 年度シラバス 桐生大学短期大学部アート・デザイン学科
13. 履修の手引き 桐生大学短期大学部
28. 教授会議事録

提出資料-規程集

2. 桐生大学短期大学部 学則
42. 桐生大学・桐生大学短期大学部 入試広報委員会規程
76. 桐生大学・桐生大学短期大学部 入学者選抜規程
85. 桐生大学短期大学部 学位規程
89. 桐生大学短期大学部 履修規程

備付資料

11. 内部質保証体制図
13. アセスメント・ポリシー
14. 桐生大学短期大学部アート・デザイン学科 卒業制作作品集（2023 年度）
15. 栄養士校外実習 実習報告反省会資料
17. 2023 年度学修行動等実態調査報告書
18. 2023 年度卒業時アンケート
19. 就職先アンケート結果
20. IR 推進センター分析結果
21. 履修系統図（生活科学科）
22. 履修系統図（アート・デザイン学科）
23. 桐生大学短期大学部 令和 6 年度募集 入試判定要項
24. 2023 年度新入生アンケート
25. 教員対象説明会資料
26. シラバス作成要領
27. 学生生活実態調査報告書（令和 5 年度）
39. 履修科目表（2022・2023 年度入学生用）生活科学科
40. 履修科目表（2022・2023 年度入学生用）アート・デザイン学科

54. 授業評価アンケート集計結果一覧（2023年度前期）

55. 授業評価アンケート集計結果一覧（2023年度後期）

96-14. 入試広報委員会議事録

96-12. 教務委員会議事録

〔区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1の現状＞

卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。卒業の要件については、桐生大学短期大学部学則第23条及び学位規程等において、成績評価の基準については履修規程において規定している。（提出-規程集2、提出-規程集85、提出-規程集89）資格取得の要件については、それらを複合的に示した履修の手引き、履修科目表に示している。（提出-13、備付-39、備付-40）

ディプロマ・ポリシーについては、本学の「建学の精神」及び「教育方針」に沿った教育活動を実践した結果、学習成果として修得されるべき最低限の質を保証するものである。本学の卒業認定・学位授与の方針の策定にあたっては、「建学の精神」及び「教育方針」、さらに「教育目的・教育目標」と整合性が取れるように、また学科特性・地域特性を十分に考慮しながら作業を進めたため、卒業認定・学位授与の方針それぞれの学習成果に対応し、また社会的・国際的にも通用性があると認識している。

卒業認定・学位授与の方針の定期的な点検については、内部質保証のスキームの中でこれを担保している。（備付-11）

〔生活科学科のディプロマ・ポリシー〕

- ① 私たちの生活を身近な問題からグローバルなテーマまで多角的に理解している。
- ② 生活科学の基礎となる衣食住に関する基本的なことがらについて、さらに生活を取り巻く社会的環境について、科学的に理解している。
- ③ 「人間のからだ」「食品」「栄養」に関して基本的なことがらを理解し、さらにそれら相互作用について、理解している。
- ④ 「人間のからだ」「食品」「栄養」に関する学修を総合的に理解し、「健康・栄養」に係る現場での実践的に活用し、また問題を解決できる能力を修得している。

〔アート・デザイン学科のディプロマ・ポリシー〕

- ① 「環境」や「コミュニケーション」の側面から、「人間の生活空間」について多面的に理解している。
- ② 対象の理解をもとにして表現するための知識や技能、および選択した専門分野の知識や技能を修得している。
- ③ 実践的なデザイナーやアーティストとして活躍できるように、多様な社会のニーズ、変化に対応できる知識・技術を修得している。

〔区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

各学科の教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）については、ディプロマ・ポリシーに対応するよう以下のとおり定めている。

〔生活科学科のカリキュラム・ポリシー〕

- ①私たちの生活を身近な問題からグローバルなテーマまで多角的に理解できるよう「基礎科目」を配置する。
- ②家庭生活に対して、大きな影響を与える社会のさまざまな現象を科学的に理解するため、衣食住に関する基本的なことがらを学修し、さらにそれを取り巻く社会的環境について科学的に学修することを目的とする科目を「専門科目」の中に配置する。
- ③特に栄養士に必要な知識・技術を理解していくため、「社会生活と健康」「人体の構造と機能」「食品と衛生」「栄養と健康」「栄養の指導」「給食の運営」に関する分野の科目、及びそれら相互の関係に関する科目を「専門科目」の中に配置する。
- ④基礎科目と専門科目に関する学修を統合し、社会で実践的に活用できる人材を育成するための科目を配置する。

〔アート・デザイン学科のカリキュラム・ポリシー〕

- ①アート・デザインの領域を担うものにとって必要な「人間の生活空間」についての理解、「環境」や「コミュニケーション」に関わる知識を修得するための基礎的な学習を目的とした「基礎科目」を配置する。
- ②「対象の理解をもとにした多様な表現」の体系的な学修を目的に、5分野から選択できる「専門科目」および分野を横断した共通の「専門科目」を配置する。
- ③実践的なデザイナーやアーティストとして活躍するため、また多様な社会のニーズ、変化に対応できる知識・技術を身につけるため、「専門科目」の中にそれまでの学習を統合・発展させる科目を配置する。

本学では教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。

短期大学設置基準に関してはこれにのっとり体系的に編成し、また、学習成果に対応した授業科目を編成している。（備付-21、備付-22）具体的には、生活科学科では、私たちの生活を身近な問題からグローバルなテーマまで理解できるよう「基礎科目」を配置し、衣食住に関する基本的な事柄から生活を取り巻く社会的環境までを取り扱う。「専門科目」では家庭生活に対して影響を与える社会現象を科学的に学習できるように位置づけている。さらに、基礎科目と専門科目に関する学修を統合し、社会で実践的に活用できる人材を育成する科目として、「基礎ゼミ」「専門ゼミ」「校外実習Ⅰ」「校外実習Ⅱ」等を配置している。アート・デザイン学科では、「環境」や「コミュニケーション」の側面から、「人間の生活空間」について多面的に理解できるよう「基礎科目」を配置し、「専門科目」では対象の理解を表現するための共通の知識・技術を学修し、さらに学生が選択した分野の表現のための知識・技術を学修できるようにしている。さらに、それまでの学習を統合・発展させる科目を専門科目に

桐生大学短期大学部

配して、その成果を「卒業制作」としてまとめることとしている。(備付-14) 統合させる科目のひとつである「フィールドワーク」では、桐生市内の企業との共同開発や、みどり市との連携事業、北海道むかわ町との連携事業、イオンモール太田との連携事業、病院や介護施設での癒しのアート等について、これまで学んだデザインやアートが実際に社会でどのように役に立つかを実践している。

履修登録単位数の上限は、履修規程第 4 条において規定している。1 年間に登録できる卒業要件に含まれる科目の単位数の上限は、生活科学科、アート・デザイン学科ともに 50 単位とし、単位制度の実質を保つ適切な設定としている。(提出-規程集 89)

成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にとり履修規程第 6 条に基づいて判定している。

シラバスは、以下のとおり「授業の概要と教育目標」「卒業認定・学位授与の方針との関連」「到達目標」「授業計画」が明示されており、学生は各科目の教育課程による位置づけ、必要な学習成果について、確認することができるように構成されている。「教科書」や「参考書」についてはもちろん、具体的な「成績評価」の方法と基準についても記載されており、さらに学習成果を得るために必要な「授業時間外の学習」についての記載項目もある。また、科目担当教員がその科目について、実務経験があるかないか、そしてその科目に沿った実務経験が何かを明示している。(提出-8、提出-9、備付-26)

シラバス様式

講義コード			
講義名			
(副題)			
開講責任部署			
講義開講時期		講義区分	
基準単位数			
代表曜日		代表時限	
必修/選択			
実務経験のある教員の有無			
実務経験のある教員の経歴と授業内容			
学年			

桐生大学短期大学部

担当教員				
職種		氏名		所属
授業の概要と教育目標				
卒業認定・学位授与の方針との関連				
到達目標				
授業計画				
回	担当者	授業内容と方法、課題	アクティブラーニングの内容	予習・復習とそのため に必要な時間
教科書				
参考書				
成績評価の方法・基準				
課題等に対するフィードバックの方法				
履修のポイント				
オフィス・アワー				
科目区分				
当該授業科目の教育課程内での位置づけ				

通信による教育を行う学科はない。

教育課程の見直しについては定期的に行っており、生活科学科においては令和 3（2021）年度から教育課程のより一層の充実を図るため、カリキュラムを変更した。アート・デザイン学科においては、平成 24（2012）年に全般的なカリキュラムの改訂を行い、令和 6（2024）年度から専門科目のより一層の充実を図るため、カリキュラムを変更した。

〔区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

本学の教養教育はカリキュラム・ポリシーにあるとおり、生活科学科では生活を身近な問題からグローバルなテーマまで理解できるよう基礎科目を配置している。具体的には、基礎科目は 13 科目、うち 2 科目が必修科目、11 科目が選択科目となっている。「くらしとデザイン」や「くらしと統計」、「くらしと英会話」等の栄養士に必要なくらしや健康、生活を身近な問題から捉えることができるような科目や初年次教育の一環とした大学生活での学び方や栄養士としての基礎的知識等を学ぶ「スタートアップセミナー」の科目、また、文部科学省の「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」において、人工知能（AI）等の高度な科学技術が発達し、社会の構造が大きく変化することに対応できる人材を育成することを提言しており、その中に社会課題の解決力やビッグデータの活用の素養を身に付けることが求められていることから「データサイエンス」の科目を配置している。さらに基礎科目と専門科目に関する学修を統合し、社会で実践的に活用できる人材を育成するための科目として「基礎ゼミ」「専門ゼミ」を配置しており、専門教育との関連が明確になっている。（備付-39）

アート・デザイン学科ではアート・デザインの領域を担うものにとって必要な「人間の生活空間」についての理解、「環境」や「コミュニケーション」に関わる知識を修得するための基礎的な学習を目的とした「基礎科目」を配置しているため、専門教育との関連が明確になっている。具体的には、基礎科目は 11 科目、うち 1 科目が必修科目、10 科目が選択科目となっており、「生活と環境」や「心理学」、「英会話」等のアート・デザインの領域を担うものにとって必要な人間の生活空間についての理解、環境やコミュニケーションに関わる知識を修得できるような科目や生活科学科と同様に「データサイエンス」の科目を配置している。（備付-40）

本学では多様な尺度・指標や測定方法としてアセスメント・ポリシーを設定し、主に教務委員会や IR 推進センターにおいて点検・評価している。（備付-13）このポリシー

は、ディプロマ・ポリシーの内容を客観的かつ適切に評価することを目的としており、本学は学修成果を評価する観点で、客観的に教育活動を見直し、より充実した教育プログラムを構築することに努めている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

生活科学科、アート・デザイン学科ともに専門性が高いため、職業への接続に必要な能力を育成する科目が多いカリキュラムとなっている。生活科学科では様々な課題を発見し、自らの力で解決していくことにより、経験を通じて物事を知る「実践の知」につながる実習を行い、経験・体験した知識と技術を就職に結びつけることを教育目的とする校外実習の科目が配置されている。校外実習では実習先と就職先が一致することが多い。校外実習終了後には実習を振り返る報告反省会を開催し、学生の教育の効果を測定・評価、改善に取り組んでいる。(備付-15) アート・デザイン学科では卒業後の職業が多岐にわたるため、産官学共同や地域連携プロジェクト等の大学と産業や行政がともに協力し、社会に貢献していく活動を行う科目である「フィールドワーク」を開講し、企業・団体等で求められる能力(調査・書類構成能力、技能・コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力)を向上させ、職業教育を実施している。

生活科学科では2年次に「基礎ゼミ」「専門ゼミ」で学生の興味・関心に沿って「人間のからだ」「食品」「栄養」「食文化」に関するテーマを選択し、それについての学修を総合的に行っている。専門ゼミの修了時の学科会議において、個々の学生のテーマと成果について検討し、学生の総合的な学習成果を検証している。

アート・デザイン学科では2年次の「卒業制作」において、これまで学修した知識・技術を統合させ、自らの関心を表現するための作品制作を実施している。(備付-14) 学生は、2年次の1月末を目処に作品を完成させ、2月上旬の卒業制作展において、学内外に作品を公表している。個々の学生作品について、知識・技術の統合がなされているか、また自己の関心が表現されているかの観点から、個々の学生の作品を評価し、その学習成果を総合的に検証している。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。

- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

アドミッション・ポリシーについては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの整合性に留意しながら、各学科の目指す学習成果と対応させ、これを学生募集要項に明確に示し、学内外に公表している。(提出-6、提出-7)

〔短期大学部のアドミッション・ポリシー〕

「社会に出て役立つ人間の育成」の建学の精神のもと、専門知識・技術を身につけ、スペシャリストとして社会で活躍できる人、リーダーシップをとれる人の育成を目指しています。自主性・積極性のある人、自らの可能性を信じて行動できる人を求めています。

〔生活科学科のアドミッション・ポリシー（求める学生像）〕

私たちの生活を身近な問題から、グローバルなテーマに至るまで幅広く研究し、実践を重視して「健康」「栄養」の分野で活躍できる人材を育成します。その観点から生活を取り巻く諸問題に幅広い関心を持ち、主体的に研究できる意欲のある人材を求めています。

〔アート・デザイン学科のアドミッション・ポリシー（求める学生像）〕

アート・デザイン学科では、幅広い知識と視野の獲得、自らの関心に基づいて創作活動へ取り組むことができる力の育成、物事に対する洞察力を基礎とした創意溢れる表現力の探究を重視し、社会に貢献できる人材の育成を行っています。そのため、知識・技術の習得について努力を継続し、創作活動に対する目標を明確に持ち、興味のある分野を深く探求できる人を求めています。

アドミッション・ポリシーは、上記の入学者受け入れの方針に沿った入学者選抜を実施するために策定した以下の「入学者選抜の基本方針」とあわせて、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

〔生活科学科の入学者選抜の基本方針〕

生活科学科では、栄養や健康について食の視点から科学的に解明でき、さらには地域社会でリーダーシップを発揮できるような基礎的教養の修得を重要視し、実践力のある魅力的な職業人としての栄養士の養成を目指します。そのため食品や栄養、人体に関する講義や実習、そして様々な活動を通して実践力を身につけていくのが特長です。

それらの学習には基礎的な学力やコミュニケーション能力が必要であり、そのためには、「読む・書く・話す」の基本となる国語力等が不可欠となります。また、栄養学などの科目では生物をはじめとした理科の知識を基礎としていますので、これらのことを学ぼうとする意欲が、生活科学科での学修をより充実したものにします。

〔アート・デザイン学科の入学者選抜の基本方針〕

入学試験では、基礎的能力と本学への進学意欲・アート・デザイン分野への適性が主な評価の観点となります。

基礎的能力とは高等学校での学習成果全般が対象となっており、短期大学での学習に共通して必要となる基礎的な力を示します。具体的には、各履修教科への習熟状況や出欠席数、課外活動への取り組み状況等が挙げられます。進学意欲とは、アート・デザイン分野や本学の教育環境に対する理解と関心を示し、適性とは、アート・デザイン分野の学びに対応する能力(描写力、発想力等)を示します。進学意欲の向上と適性の獲得に有用な事として、高等学校における芸術教科、あるいは創造的な課外活動への積極的な取り組みを、一例として挙げる事ができます。

本学では学則に基づき、本学の教育を受けるにふさわしい能力・適性等を備えた者を、妥当な方法により公平かつ厳正に選抜するために入学者選抜規程を定め、受験生の能力、適性、意欲、関心等を公正かつ適正な方法により選抜するための組織体制を確立するとともに、選抜方法の改善、開発等に努めている。(提出・規程集 76)

現在の入学者選抜の概要は以下のとおりである。

➤ 学校推薦型選抜

学科の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、面接・口頭試問、調査書に基づき受験生の能力、適性、意欲、関心等により総合的に選抜する。

➤ 総合型選抜

受験者が本学の教育理念及び求める学生像を理解し、高校における学習、クラブ活動、社会活動、自らの適性や修学の意欲等を記したエントリーシート、面接・口頭試問、調査書、課題により総合的に選抜する。

➤ 一般選抜

学科の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、学科の定める科目について学力検査、面接、調査書にて実施し、その成績により選抜する。

➤ 特別選抜

学科の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、小論文、面接・口頭試問等に基づき総合的に選抜する。

生活科学科の選抜方法別の評価の観点は以下のとおりである。

➤ 学校推薦型選抜

高校での基礎学力とコミュニケーションスキルを身につけており、物事に取り組む姿勢や社会的活動について評価します。

➤ 総合型選抜

書類では高校での学習の成果を、課題や面接では専門分野に積極的に取り組もうという意欲、まわりとのコミュニケーションを深めながら協調して学習に取り組む姿勢や社会的活動を評価します。

➤ 一般選抜

I・II期はコミュニケーションの基礎となる国語や英語、または専門分野の基礎である数学や理科（生物・化学）の科目について筆記試験により評価します。III期は論述式総合問題と面接で評価します。

➤ 特別選抜

一般的な教養と主体的に学習に取り組む姿勢や社会的な活動、自らの目標についてこれまでの経験を基に的確に述べることができるか、自分の意見を文章で論理的にまとめることができるかについて評価します。

アート・デザイン学科の選抜方法別の評価の観点は以下のとおりである。

➤ 学校推薦型選抜

一般的な基礎学力を持ち、希望分野における目的意識をしっかりと持っているか、専門分野に対する強い興味と関心を備えているか、そして、まわりと協調しながら物事に取り組む事が出来るかどうか等について評価します。

➤ 総合型選抜

書類では高校での学習の成果、課題ではテーマの内容を理解し、それを的確に表現できる力、面接では希望する分野の学習に対して積極的に取り組もうとする姿勢と、まわりの人達との協調性やコミュニケーション能力について評価します。

➤ 一般選抜

専門分野関連の基礎としてのデッサンによる実技試験、あるいは、共通する基礎学力としての国語や英語、数学の筆記試験により評価します。Ⅲ期はデッサンまたは論述式総合問題と面接で評価します。

➤ 特別選抜

学習に向けた強い意志と目的をしっかりと持っているかどうか、自分の表現したいことや考えを的確にまとめ、伝えることができるかどうか、自分の意見を文章で論理的に記述することができるかについて評価します。

なお、生活科学科については、令和6(2024)年度入学生より募集を停止しているため、入学者選抜試験は実施していない。

また、学力の3要素との関係を学生募集要項に以下のように示し、受験生に分かりやすく伝えている。

【評価の観点】

学力の3要素		知識・技能	思考力・判断力・表現力等の能力			主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度	
入試区分	選抜方法	知識・技能	思考力・判断力	表現力	関心・意欲・態度	探求力	協働性
学校推薦型選抜 特別選抜	小論文	○	◎	○			
	面接	○	○	○	◎	○	
	口頭試問	◎	○	○			
	調査書	○			○		○
総合型選抜	面接	○	○	○	◎	○	
	口頭試問	◎	○	○			
	調査書	○			○		○
	課題	○	○	○		◎	
一般選抜	筆記試験	◎	○				
	論述式総合問題	○	◎	○		○	
	実技	◎	○	○			
	面接	○	○	○	◎	○	
	調査書	○			○		○

さらに、入学者選抜規程に基づき、受験生の能力、適性、意欲、関心等を公正かつ適正な方法により選抜するため、入試判定要項を定めている。(備付-23) 選抜方法の策定にあたっては、学長のもと、入試広報委員会、入試広報課を中心に組織体制を確立し、

改善、開発等に努めている。

入学者の選抜に関しては、入学者選抜規程において定められた出願者資格、選抜の方法等に基づき、入試判定要項を定め、選抜時における評価や合格者の決定を行っている。合格者の決定は、入試広報委員会より提出された判定資料に基づき、教授会の議を経て、学長が最終決定を行う等、公正かつ妥当に入学者選抜を行っている。(提出-28)

また、その妥当性の検証も含めた入学者の選考・選抜に関する諸施策の立案のために入試広報委員会が設置されており、必要に応じて専門委員等を置き、それらの検証に基づき、アドミッション・ポリシーの内容や選抜方法等について、適宜、入試広報委員会の議題として取り上げ、検討をしている。(提出・規程集 42、備付-96-14)

授業料、その他入学に必要な経費については、学生募集要項等に掲載するとともに、大学ホームページでも公開しており、本学への入学を希望する受験生やその保護者、高等学校等の進路指導担当教諭等、多くの人に明示している。

アドミッション・オフィスについては、入試広報課職員をアドミッション・オフィサーに任命し受験の問い合わせ等に対して適切に対応する等、学生の受入れ体制を整備している。

入学者受入れの方針の高等学校関係者からの意見聴取による定期的な点検については、内部質保証のスキーム(理事会、評議員会に高等学校関係者が含まれている)の中で実施しており、さらに「教員説明会」や「高校訪問」等の機会を通じて実施している。(備付-11、備付-25)

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

各学科のディプロマ・ポリシーに、基礎科目、専門科目そして教育課程全体を通じて必要とされる学習成果が具体的に盛り込まれている。教育課程については、ディプロマ・ポリシーにより要求される学習成果が2年間で達成できるように編成されている。(備付-21、備付-22)

生活科学科では、1年次に学習成果を達成するための「基礎科目」及び「衣食住に関わる専門科目」の基本的学習に係る科目を配置している。また、栄養士の養成施設でもあるため、1年次には、「人間のからだ」「食品」「栄養」に関する基礎的な学習に係る科目も配置している。2年次には、「衣食住に関わる専門科目」の基礎・応用に関する科目、「人間のからだ」「食品」「栄養」の各論を中心とした学習に係る教科目を配置している。それらの学修を統合する「基礎ゼミ」「専門ゼミ」等の科目も2年次に配置している。栄養士として学習を総合的に理解し、卒業後に栄養士として活躍できるよう実習現場での経験を積むことができる「校外実習Ⅰ」「校外実習Ⅱ」の科目を配置し、実習報告会にて振り返り、学習成果を確認している。(備付-15) さらに国家資格である

栄養士に必要な学習に加えて、衣食住の身近な話題を科学的に探究し社会の変化に対応する生き方についても教授することから、学習成果の実際的な価値をより高いものとするができる。この点については、「人間のからだ」「食品」「栄養」に関する知識・技能を統合するための「専門ゼミ」において、学習成果を測ることが可能であると考える。

アート・デザイン学科では、学習成果としてディプロマ・ポリシーに盛り込まれている「人間の生活空間」を表現するための基礎となる「環境」「コミュニケーション」の理解に関わる「基礎科目」を1年次に配置している。そして、表現する手段の基礎知識・技能に関する科目についても1年次に配置している。さらに5つの分野から学生が選択した表現手段の基礎知識・技能に関する科目も1年次に学習する。2年次には、1年次に修得した学習成果を活用して、学生が選択した分野の表現手段を使って、社会のニーズに対応した表現を実践していく学習を行う。社会のニーズ、変化を把握する方法や効果的に表現するための知識・技能についても学習し、最終的には、自身の選択した分野での表現を卒業制作という最終制作課題を卒業制作展にて発表し、担当教員による講評にてフィードバックを受け、学習成果を測っている。(備付-14)

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

学生の学習状況については教務委員会において卒業判定時に示される単位や学位、国家資格の取得状況を確認し、次年度以降の指導に役立てている。(備付-96-12) また、学修行動等実態調査は自己の学習に対する成果を問う設問内容となっており、それらを IR 推進センターが分析し、客観的に教育活動を見直し、より充実した教育プログラムを構築することに努めている。(備付-17、備付-20)

本学ではアセスメント・ポリシーに基づき、上述した学修行動等実態調査や学生生活実態調査、授業評価アンケート、卒業時アンケート、卒業生アンケート、入学生アンケート、就職先アンケート、成績情報、各種テスト関連を IR 推進センターが分析し、提言として学長に報告する等、各種データを活用している。(備付-54、備付-55、備付-18、備付-27、備付-24、備付-19)

本学では多様な尺度・指標や測定方法としてアセスメント・ポリシーを設定し、主に教務委員会において点検・評価している。(備付-13) このポリシーはディプロマ・ポリ

シーの内容を客観的かつ適切に評価することを目的としている。そして、本学は学修成果を評価する観点で、客観的に教育活動を見直し、より充実した教育プログラムを構築することに努めている。アセスメント・ポリシーは学生生活ハンドブック、大学ホームページ等を通じて、役員、教職員、学生全員に周知している。(提出-1、提出-3)

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

卒業後の評価への取組として、就職先アンケートにおいて評価を聴取している。(備付-19) また、生活科学科では、実習先と就職先が一致するが多いため、打ち合わせや巡回指導で訪問する際に、卒業生の勤務状況、職業上の能力についてもヒアリングしている。アート・デザイン学科では、インターンシップの受入先に卒業生が勤務している場合は、訪問する際に、卒業生の勤務状況、職業上の能力等についてヒアリングしている。(令和2(2020)年度から令和5(2023)年度は新型コロナウイルス感染症の関係でインターンシップは中止。)

ヒアリングやアンケートで得た情報は IR 推進センターや学科内、学生支援センターで共有され、学習成果の点検に活用している。(備付-20)

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

学生の学習状況や卒業生の勤務状況等の各種調査を引き続き実施していくが、今後より一層 IR 推進センターを中心に PDCA サイクルにあてはめて改善に努めていく。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

該当なし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料

1. 令和5年度学生生活ハンドブック P.42～48
3. ホームページ「教育情報の公開」<https://www.kiryu-u.ac.jp/guidance/org/>
8. 2023年度シラバス 桐生大学短期大学部生活科学科
9. 2023年度シラバス 桐生大学短期大学部アート・デザイン学科
15. 2024年度学生募集要項

提出資料-規程集

3. 学校法人桐丘学園 組織機能規程
25. 桐生大学・桐生大学短期大学部 学生支援センター規程
26. 桐生大学・桐生大学短期大学部 メディア情報センター規程
28. 桐生大学・桐生大学短期大学部 ウェルネスセンター規程
35. 桐生大学・桐生大学短期大学部 学生委員会規程
90. 桐生大学・桐生大学短期大学部 学生表彰規程
91. 桐生大学学友会会則

備付資料

5. 桐生大学・桐生大学短期大学部とむかわ町との相互連携協力協定書
16. 資格取得結果（令和6年3月卒）
20. IR推進センター分析結果
27. 学生生活実態調査報告書（令和5年度）
30. 入学前ガイダンスのご案内
31. 2024年度入学生用 アート・デザイン学科入学前課題
32. 卒業制作展記念講演会開催のお知らせ
33. 2024年度新入生下宿先情報
34. 令和6年度 桐生大学・桐生大学短期大学部入学式の挙行について
35. 高等教育の修学支援新制度について
36. 教育ローンのご案内
37. 2023年度前期オリエンテーションスケジュール
38. 教務ガイダンス資料
39. 履修科目表（2022・2023年度入学生用）生活科学科
40. 履修科目表（2022・2023年度入学生用）アート・デザイン学科
41. 履修の手引き（桐生大学短期大学部）2023年度入学生用
42. 2023年度初年次教育プログラム
43. 桐生大学・桐生大学短期大学部 入学後初年次教育配付資料
44. 桐生大学・桐生大学短期大学部 履修登録マニュアル

45. 桐生大学・桐生大学短期大学部 コンピュータ・ネットワーク利用の手引き
46. Microsoft Teams 簡易操作マニュアル（学生用）
47. 学生用ユーザーガイド（学生用ポータルシステム）
48. リーディングスキルテストについて
50. 進路一覧表（令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度）
51. GPA 制度
53. 授業評価アンケート質問内容
54. 授業評価アンケート集計結果一覧（2023 年度前期）
55. 授業評価アンケート集計結果一覧（2023 年度後期）
60. ウクライナ異文化交流会記録
61. ホームページ「学生サポート」<https://www.kiryu-u.ac.jp/campuslife/support/>
62. 桐生大学・桐生大学短期大学部 こころとからだの健康ダイアルリーフレット
63. スクールバス時刻表
64. 成績不振に関する個別指導制度
65. 教育・研究・学生指導等活動報告書
66. 学外駐車場情報
67. コンピュータの利用について
84. 図書館だより
88. 学内 LAN の敷設状況
- 96-5. 学生支援センター議事録

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に

活用している。

- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
- ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
- ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
- ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

各学科の「学位授与の方針」に従って、「教育課程編成・実施の方針」が定められており、各教科目の担当者は、それぞれの科目について教育目標・到達目標を定めてシラバスに公表している。(提出-8、提出-9) また、各科目の評価基準・評価方法に基づき、60%の総合評価の達成により、単位の認定をしている。本学は成績評価の学業努力の達成状況を把握する基準値として GPA 制度を導入している。(備付-51)

GPA (成績評価)

表記	点数基準	可否	成績通知表への表示	成績証明書への表示	GP
S	100点から90点	合格	表示する	表示する	4.0
A	89点から80点	合格	表示する	表示する	3.0
B	79点から70点	合格	表示する	表示する	2.0
C	69点から60点	合格	表示する	表示する	1.0
D	59点以下	不合格	表示する	表示しない	0.0
認定	単位認定	合格	表示する	表示する	-
欠席	試験欠席	不合格	表示する	表示しない	0.0
資格なし	受験資格なし	不合格	表示する	表示しない	0.0
履修中	保留	-	表示する	表示しない	-
不正行為	不正行為	-	表示する	表示しない	0.0

専任教員は、教務・学生課教務係より各学科に提供された所属学科の学生個人の単位修得状況について、学科会議において情報共有をしている。単位修得状況の良くない学生については、成績不振学生の修学意欲及び学力の向上、中途退学防止を目的とし、成績不振学生に対する個別指導制度を定めている。(備付-64) 生活科学科においては定期試験において3科目以上が不合格だった学生に対し、追試験及び再試験までの期間に学科教員が個別指導を実施する。必要に応じて保護者と連絡をとり、三者面談を実施している。アート・デザイン学科においては1年次に履修しなければならない

科目の単位を修得できず、2年次に再履修科目が1科目以上ある等の授業に臨む姿勢に問題がある学生に対し、学科教員が個別指導を実施している。

学生による授業評価アンケートは、当該年度に開講されたすべての科目について、評価を行っている（履修者が5名未満の場合は未実施）。質問項目は10に限定し、内容は「学生自身について」、「教員について」、「教科について」の3領域にわたって評価するようにしている。（備付-53）授業評価はポータルサイト（WEB上）で科目ごとに回答しており、学生の特定ができないような配慮をしている。授業形態に応じて、講義・演習科目用、実験・実習科目用、臨地実習科目用の3パターンの授業評価を実施しており、より実態に即した評価ができるよう配慮している。学生自身についての項目を入れることで、学生自身の取り組みを含めた、授業全体の評価を意図している。

「授業評価アンケート」設問内容（講義・演習）

番号	設問
1	この授業に対する、あなたの取り組みを5段階で評価してください。
2	この授業にどの程度準備(予習復習、シラバスを読む、等)をして臨んでいますか。準備の度合いを5段階で評価してください。
3	講義概要(シラバス)に沿って授業が行われていますか。
4	この授業の教材(テキスト、資料、視聴覚教材、等)は、よく準備されていると思いますか。
5	教員の教授法(説明、板書、速度など全般)は理解しやすいですか。
6	教員は学生が積極的に授業に参加できるように配慮していると思いますか。
7	教員は学生に公平に接していると思いますか。
8	授業に対する教員の意欲や熱意を感じますか。
9	この授業を受けてこの分野への学習意欲がわきましたか。
10	授業の満足度を5段階で評価してください。
11	この授業について、良かった点や改善して欲しい点等を入力してください。皆さんの意見を今後の授業に役立てていきますので、ぜひ入力してください。

桐生大学短期大学部

「授業評価アンケート」設問内容（実験・実習）

番号	設問
1	この授業に対する、あなたの取り組みを 5 段階で評価してください。
2	この授業にどの程度準備(予習復習、シラバスを読む、等)をして臨んでいますか。準備の度合いを 5 段階で評価してください。
3	講義概要(シラバス)に沿って授業が行われていますか。
4	この授業の教材(テキスト、資料、視聴覚教材、等)は、よく準備されていると思いますか。
5	教員の説明・デモンストレーションはわかりやすかったですか。
6	教員は学生が積極的に授業に参加できるように配慮していると思いますか。
7	教員は学生に公平に接していると思いますか。
8	授業に対する教員の意欲や熱意を感じますか。
9	この授業を受けてこの分野への学習意欲がわきましたか。
10	授業の満足度を 5 段階で評価してください。
11	この授業について、良かった点や改善して欲しい点等を入力してください。皆さんの意見を今後の授業に役立てていきますので、ぜひ入力してください。

「授業評価アンケート」設問内容（臨地実習）

番号	設問
1	この実習に対する、あなたの取り組みを 5 段階で評価してください。
2	この実習にどの程度準備（関連する教科の復習や注意事項の確認等）をして臨みましたか。準備の度合いを 5 段階で評価してください。
3	学内での課題・提出物の量や期限は適切でしたか。
4	学内での指導内容は、一貫性がありましたか。
5	学内での説明は、具体的でわかりやすかったですか。
6	学内の教員は、実習生の質問に的確に答えていましたか。
7	学内での事前・事後指導は、十分に役立ちましたか。
8	実習に対する学内の教員の意欲や熱意を感じましたか。
9	学内の教員と実習生間のコミュニケーションはよかったですか。
10	実習の満足度を 5 段階で評価してください。
11	この実習において改善点がある方と考える方は、希望を入力してください。実習評価は、より良い実習が実施されるための重要な参考資料です。皆さんの意見を今後の授業に役立てていきますので、ぜひ入力してください。

集計結果は、ホームページ上で公開し、項目ごとに自身の評価結果を比較できるようになっており、相対的にどの項目の評価が低いのか、認識することが可能になっている。(備付-54、備付-55、提出-3)

各教員が年度末に提出する教育・研究・学生指導等活動報告書において、教育活動については、担当科目名、対象学科、対象人数、授業コマ数及び授業評価に対する自己評価について記載する欄が設けられており、授業評価アンケート結果を検証しないと記載できないようになっている。(備付-65) そのため、教員へのフィードバックと自己点検のしくみは適切に機能していると考えている。当該報告書を作成することにより、教員は授業評価アンケート結果を授業改善へ活用しやすくなっている。

授業内容については、学科会議において、個別の学生の単位修得状況及び全体としての学習成果の検討を行う際に、科目担当者間で学習成果が不足している部分や学習課題等について検証し、調整を行っている。生活科学科については、栄養士養成施設であるため、栄養士法施行規則及び栄養士養成施設運営基準の要求する授業内容が実施されているかについてもシラバスにより検討を行っている。原則として1年に1回年度末に栄養士養成施設に関する関東信越厚生局による監査が行われているため、その準備に合わせて検討している。アート・デザイン学科については、卒業制作の発表である卒業制作展に関する学科会議において、学習成果から次年度に向けたカリキュラム内容や授業方法について検討を実施している。

学生に対しては、両学科とも年度当初のオリエンテーションで全体への履修指導を実施するとともに、4～5月に個人面談を実施している。1年生については、進路希望についてヒアリングと履修指導を実施しており、2年生については、進路・就職指導と履修指導を実施している。学期ごとの成績発表後に教務係から成績状況についての情報提供を受け、単位修得状況の良くない学生については、年度途中であっても個別に面談をして、履修指導や学習支援を実施している。

事務職員は組織機能規程に基づき、職務を全うしている。(提出-規程集 3) 教務・学生課教務係の事務職員は、在学生全員の成績を管理しており、保護者への成績の通知や学科への単位修得状況に関する情報を提供しているため、在学生の学習成果については十分に把握している。また、教務係の職員は、学生の履修登録の手続きミスへの対応等、様々な窓口業務にあたっているため、学生がスムーズに学修し、卒業・学習成果を得るために支援する役割を果たしている。さらに学科の学生全体の単位修得状況及び成績に関して正確に把握しており、学科の教育目的・目標の達成状況については十分に把握している。

図書館員は、学生の書籍・資料等のニーズを直接知る機会が多く、学生の学習成果に必要な教育資源の整備に寄与している。図書館は学生の授業時間の9時20分から20時まで開館しており、スクールバスも図書館の閉館時間に合わせて運行している。また、論文データベースの管理や図書検索サイトの管理等、学生が効率的な学習ができる環境の整備に寄与している。(備付-84) また、突発的な経済的困難等の理由により教科書が購入できない学生に対し、登録された教科書を貸し出す「教科書ローンプログラム」を行っている。「教科書ローンプログラム」は1人あたり最大5冊まで借用することができ、受講科目の試験終了まで借りることができる。

メディア情報センターは、常時学内のLANや情報機器の整備・調整に携わっており、図書館だけでなく、各学科の情報処理演習室で自習できる環境を提供している。(提出-規程集 26) 教職員には、マニュアルを作成してコンピュータ利用技術の向上を図って

いる。(備付-67) また必要に応じて FD 研修会を実施し、コンピュータの有効な利用方法を促している。学内では、共有スペースのほとんどで学内無線 LAN が利用できる環境を整備し、学生の情報機器の利用を促進している。(備付-88)

教員には、研究室に一人 1 台のコンピュータが用意されており、教材作成等の授業準備や各種委員会の資料作成等、大学運営に活用している。各講義室にはコンピュータが設置されており、研究室のコンピュータとサーバー経由でファイル共有され、利便性も高い。また、学校業務トータルシステム Campus Plan で学生情報の管理や、シラバス、履修登録、成績発表等の業務を行っており、積極的に利用している。

生活科学科の学生が主に利用している 9 号館及びアート・デザイン学科の学生が利用している 1 号館にはそれぞれコンピュータ教室が設置されており、すべて学内 LAN に接続されている。また各教室や共有スペースには無線 LAN に接続できるようアクセスポイントを設置して、学生は自由にインターネットが利用できる環境が整備されている。本学では Office365 や Moodle が利用でき、学生は Microsoft Teams を活用した遠隔授業への参加や教材の閲覧、オンラインテスト等を受験できるようにしている。また教職員と学生との連絡は、Campus Plan の学生ポータルやメール、さらには Microsoft Teams によるチャットが利用でき、コミュニケーションがとりやすい環境が整備されている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

入学手続者に対して、入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。入学手続の段階において書類で奨学金関連の案内や入学前ガイダンスの案内、下宿先情報等について送付している。(備付-35、備付-36、備付-30、備付-32、備付-33、備付-34) 入学後、スムーズに大学生活や学習ができるように学科の特性に沿った入学前課題を課し、4月のオリエンテーション時に提出させている。(備付-31) また、12月までの入学手続者に対して、これから始まる学びに対する夢をひろげてもらうことや学びの過程を感覚的に知ってもらう、学びの分野を理解してもらう、入学予定者同士の交流を図ることを目的に、入学前ガイダンスを実施している。令和5(2023)年度はアート・デザイン学科の学び、学生生活についての学科説明や入学前課題の説明、在学生の卒業制作展の鑑賞、個別相談を行っている。

入学時に入学者全員に対してなされるオリエンテーションでは、初年次教育プログラムにおいて短期大学での学びの導入と位置づけ、学修に必要な基礎的な知識や大学生に求められる常識・生活態度等を指導している。(備付-42) 初年次教育プログラムは、入学後オリエンテーション、図書館ガイダンス、メディアガイダンス、学科独自のガイダンス、必修科目で構成されており、入学後オリエンテーションでは教務委員長より、講義の進め方(講義時間、シラバス)、講義の受け方、ノートの取り方等を説明している。(備付-37、備付-43) また、教務・学生課より、単位制度の意味、授業の評価方法、シラバスの活用法、2年間の履修計画の立て方、選択科目の履修についての注意点、卒業要件単位、学生生活で重要な学生ポータルシステムの使用方法等を説明している。(備付-38、備付-44、備付-46、備付-47) 図書館ガイダンスでは図書館の使用法や場所の案内、メディアガイダンスでは情報機器の使い方や情報リテラシーについてのガイダンスを実施し、学生が1年次から有効活用できるような体制を整えている。(備付-45) 学科独自のガイダンスでは各学科の専門に沿ったガイダンスが実施されている。また、各学期のはじめに、履修の手引きや履修科目表を配付し、時間割を見ながら、学年担任が履修に際しての注意点を説明し、その後各自が履修科目を選択し、履修登録を支援している。こうしたオリエンテーションを通して、学生は履修すべき科目を確認し、それにより修得できる学習成果を理解しながら、履修登録の手続きを行っていく。(備付-41、備付-39、備付-40) 学科学年別のオリエンテーションの中で、学生自身が興味関心を持った分野を選択するに際して、そうした分野に係る科目の履修モデルを提示して、学生の興味関心に応じた科目選択ができるよう、支援している。このように、履修に際しては、年度初めに学生生活ハンドブックと学科ごとの履修の手引きや履修科目表を配付して、学生の履修選択及び履修登録が無理なくできるように支援している。(提出-1)

欠席の多い学生やオリエンテーション時に実施している文章を読み解く力を測る「リーディングスキルテスト」の結果が良くない学生、基礎学力が不足していると思われる学生に対しては、学科会議において、専任教員間で情報を共有し、各教科の指導において、できる範囲での学習指導や学習への取り組み方の指導を実施している。(備付-48) また、問題を抱えている学生に対しては、担任を中心に、個別の学習指導や生活指導を実施している。(備付-64)

本学は学科学年ごとに担任制を採用しており、日常的に学習上の悩み等の相談にのり、適切に指導助言を行える体制を整えている。相談・指導助言は担任のみならず、担任を補佐する業務として助手もその任にあたっている。また、年度当初の4～5月に全学生を対象とする個人面談は、個別に相談や助言指導する機会となっている。

本学は通信による教育を実施していない。

進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮は担当教員が学生に応じて個別に対応している。アート・デザイン学科では進度の速い学生で、在学中に個展を開催する学生に対しては、個展を開催する上で必要なことや注意点等を指導している。学習支援については、学生の学習意欲向上に繋げることを目的にGPAが優秀な学生に対して成績優秀賞として表彰している。(提出・規程集 90)

留学生の受入れ及び留学生の派遣については、特別選抜を設けているが現状では受験にまで至っていない。また、留学については希望者がいれば学生係が窓口となり必要な案内をする等の対応をするが、在学中の留学を希望する学生はいない状況である。両学科とも新型コロナウイルス感染症以前には海外研修旅行を実施し、海外の文化、生活習慣等を学んでいた。

学習成果については授業の最後に実施される授業評価アンケートや各種アンケート調査において把握している。アンケート調査結果は各部署において分析するとともにIR推進センターにおいても分析結果をまとめ、学習支援方策を含む改善意見を学長や各部署に示している。(備付・20) また、成績情報を担任に共有し、面談等個別に指導を実施している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。

- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生生活を支援するための組織として、学生委員会、学生支援センター、メディア情報センター、ウェルネスセンターが置かれている。（提出・規程集 35、提出・規程集 25、提出・規程集 26、提出・規程集 28）また、事務局には教務・学生課が設置され、学生係が学生生活の支援の役割を担っている。サークル活動、学園行事、学友会等、学生が主体的に参画する活動を支援する組織としては、学生委員会がそれに該当する。学生が主体的に関わる行事としては、4～5月の新入生歓迎会、10月の群馬県私立大学スポーツ大会、大学祭があげられる。これらの行事は全学生が会員となっている学友会等が主体となって、企画・運営に参画するが、学生委員会は、こうした学生の主体的活動を支援する役割を担っている。

平成 20（2008）年の桐生大学開設と同時に学生に食事を提供するレストランと飲み物や学習に必要な用具等を購入することができる売店が 11 号館に設置され、現在に至っている。学生は学外に出ることなく、昼食をとることができ、学習に必要な用具等を購入することができるようになっている。

自宅からの通学が困難な学生については、学生係がアパート・下宿等の紹介を行っている。アパート・下宿を提供する業者から情報収集をし、情報のとりまとめを行い、入学予定者にアパート・下宿先リストを送付している。（備付-33）また、オープンキャンパスにおいても、参加者に、アパート・下宿等の情報を提供している。

学生の通学支援としては、近隣の中心駅である桐生駅を発着するスクールバスの運行を行っている。スクールバスは、授業時間や図書館の閉館時間に合わせて発着しており、学生の通学の利便性に寄与している。（備付-63）自転車や自動二輪車を利用した通学者用に駐輪場を整備しており、自動車通学者のためには駐車場を設置している。駐車場借用の希望者の中から通学の利便性等の観点から、貸与する学生を選考するが、借用には年間の管理費の納入が必要である。また、学外にも駐車場を貸与する業者がおり、学生駐車場の貸与が叶わなかった学生を中心として学生係が学外の駐車場についての情報提供も行っている。（備付-66）

学生への経済上の支援については、学生係が学生支援センターと連携して、日本学生支援機構奨学金の募集、取りまとめ業務を担っている。その他の奨学金についても、募集があった場合には、通知し、受付の窓口となり、相談にあたっている。

学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングを担当する組織として、ウェルネスセンターがある。その役割として、年度当初に実施する学生健康診断ならびに夏頃に実施する教職員健康診断の企画・運営、医療機関との調整のうえインフルエ

ンザ等予防接種の実施計画とその運営、そして日常的な保健室の運営の3点を担っている。保健室では可能な応急手当や相談に応じている。さらにこころとからだの相談窓口として学生本人や保護者が、メンタルや身体の不調等を学外の専門家に24時間健康相談できる「桐生大学・桐生大学短期大学部こころとからだの健康ダイヤル」を開設する等、対応を強化している。(備付-62)

各学科・学年の代表者である代議員で構成されている学友会は、学生が主体的に活動する組織である。(提出-規程集 91) 学友会は、大学と短期大学部の学生が合同で組織されており、学生が主体的に参加する行事を企画運営するだけでなく、学生生活に関する環境や学習環境等についても要望をとりまとめ、学生委員会を通じて申し入れている。その他にも年1回全学生に対して「学生生活実態調査」を実施しており、学生の心身、経済的側面、学生生活に関する設問だけではなく、自由記述欄を設け、丁寧に意見・要望をくみ上げる仕組みとしている。(備付-27) また年に1回の調査だけでなく、いつでも意見・要望をくみ上げることができるよう「学生意見箱」をホームページ上と学生支援室の前に設置している。(備付-61) そこでくみ上げられた意見等は、集計・分析し、必要に応じて学生委員会、大学運営評議会で検討、対策を立て、学習支援の体制改善に反映させるとともに、掲示板や大学ホームページに公開する体制をとっているが、設置してからまだ年数が浅いこともあり、寄せられる意見は数少ない。

留学生については現在在籍していない。

社会人を経て入学してくる学生については、社会人のための特別な入試制度を設けており、また入学後は、教務委員会や教務係及び学科による履修指導・学習指導等を実施している。(提出-15)

現時点では、すべての校舎内の施設のバリアフリー化は完成していないが、障がいのある学生に対しては、使用教室の変更や情報機器の利用、ボランティア学生による支援等により、学習や学生生活に支障のないように努力をしている。

長期履修生については、現時点では受け入れていない。

学生の社会的活動については、積極的な参加を促しており、生活科学科では、高齢者にお弁当を無償で提供するシルバーランチの実施や、地元自治体であるみどり市の高齢者へのおせち料理作りの手伝い、桐生市商工会議所主催のイベント等に参加している。また、令和4(2022)年度においては桐生市役所と連携し、ウクライナ侵攻により桐生市に避難されている2名をお招きし、ウクライナの伝統料理を学生に教えていただき、食事をする等の異文化交流会を実施した。技術を学ぶだけではなく、異文化に対する理解を深めることができる貴重な経験となった。(備付-60) アート・デザイン学科では、みどり市や桐生市との連携事業として、ロゴマークや、福祉に関する冊子のイラストの提供、マンホールデザイン等、様々なデザイン案を提供している。また、平成30(2018)年度より北海道むかわ町と相互協力協定を結び、発掘された「むかわ竜」を活用した街の活性化事業に協力している。(備付-5)

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

就職・進学への学生支援の組織として、学生支援センターが設置されている。(提出-規程集 25) 学生支援センターでは、学生に対する進路相談、進路指導、就職斡旋(紹介)、求人票の集計及び開示、就職データの管理等を行っている(備付-96-5)。大学の学部との合同組織であるが、センター長をはじめとして、就職・進学担当、奨学金・福利厚生担当で構成されている。学生支援センターで受け付けた個別の求人情報は担任に伝達され、個別指導で就職活動につなげる体制をとっている。学生支援センターでは年間のガイダンス計画と実施・運営、求人情報の処理、依頼、企業・病院の人事担当者との対応等を行い、センターから担任へ、担任から学生への情報、指導がスムーズに流れる運営を心掛けている。図書館には、就職試験のためのテキストや問題集を集めた就職試験コーナーを設置して、就職試験対策を支援している。

就職支援のために 11 号館 1 階に学生支援室を設置しており、主に学生の面接指導に使用している。学生支援室の部屋の外には就職に関する情報が掲載されているポスターや冊子等を設置し、学生は自由に閲覧することができる。

生活科学科、アート・デザイン学科ともに、就職に役立つ資格・検定等の取得支援を行っている。授業時間外に資格試験対策講座を実施して、各種資格取得、検定合格を支援している。生活科学科については、医療機関での事務の検定(医療管理秘書士、医事管理士、医療情報事務士、調剤秘書士)の認定試験や、食の専門分野を総合的にコーディネートするフードスペシャリスト資格検定、カウンセリングや関連する心理学の理論方法に関する資格であるピアヘルパーの認定試験について、資格取得支援を行っている。アート・デザイン学科では、国家資格である商品装飾展示検定の他、商業施設士(補)、カラーコーディネーター検定、コンピュータを使った Photoshop クリエイター能力認定試験、Illustrator クリエイター能力認定試験、Web クリエイター能力認定試験等への支援を行っている。(備付-16)

桐生大学短期大学部

資格別取得結果（令和 5（2023）年度）

生活科学科資格取得者数

資格・検定名	令和 6 年 3 月卒
栄養士	37 名
ピアヘルパー	1 名
アスリートフードマイスター3 級	0 名
食生活アドバイザー3 級	0 名
フードスペシャリスト	10 名
医療管理秘書士	29 名
診療実務士	28 名
医事管理士	0 名
調剤秘書士	5 名
医療情報事務士	0 名
栄養教諭二種免許状	2 名
中学校教諭二種免許状（家庭）	0 名

アート・デザイン学科資格取得者数

資格・検定名	令和 6 年 3 月卒
カラーコーディネーター検定	不明（※）
商品装飾展示技能士	6 名
商業施設士補	5 名
Photoshop クリエイター能力認定試験スタンダード	12 名
Illustrator クリエイター能力認定試験スタンダード	14 名
web クリエイター能力認定試験 スタンダード	21 名
web クリエイター能力認定試験 エキスパート	0 名
中学校教諭二種免許状（美術）	13 名

※個人申請のため計測不可

学生支援センターでは、1 年後期以降に、年に複数回学科別にキャリアガイダンスを開催し、学生に就職情報（意識向上を含む）を提供している。キャリアガイダンスは、学科による学生の意識と就職環境が大きく異なっているため、学科ごとに開催している。生活科学科の学生の多くが専門職の栄養士を望んでいるため、キャリアガイダンスでも、栄養士関連の情報を多く提供している。その結果、多くの学生が栄養士業務に就職することができている。（提出-3）アート・デザイン学科学生については就職そのものを希望せずに、作家活動を望むものも少なくない。従って、アート・デザイン学科学生に対しては、「絵を描き続けたい」「作家になりたい」等の夢とは別に、「現実的な社会人になる」という考えを持ち合わせられるように、実際に就職活動をやり遂げ

桐生大学短期大学部

た先輩の話を聞けるようなガイダンスを開催して意識改革を図っている。

学生支援センターは担任と連携し、就職状況について分析・検討している。過去の就職状況等を踏まえ、ガイダンスの予定を立て、できるだけ学生の希望に沿ったガイダンスを実施するようにしている。

生活科学科は、管理栄養士の資格を取得したい学生が、4年制大学への編入を目指すケースがある。また、アート・デザイン学科についても、さらに学習を継続したい希望のある学生が増えてきている状況にある。そのため、学生支援センター及び担任を中心として、進学（編入）への支援を行っている。両学科とも、複数名の編入学者が出る場合が多い。生活科学科については、桐生大学の栄養学科に進学する学生も多く、進路支援には、栄養学科の教員の支援もあおいでいる。（備付-50）

生活科学科進学実績（令和5（2023）年度）

- ・東京福祉大学心理学部心理学科 3年次編入 1名
- ・A TEAM ACADEMY 渋谷校 1名

アート・デザイン学科進学実績（令和5（2023）年度）

- ・群馬県立大学 3年次編入 1名
- ・横浜美術大学 3年次編入 1名
- ・相模女子大学 3年次編入 1名
- ・前橋工科大学 3年次編入 1名
- ・武蔵野美術大学通信教育課程 3年次編入 2名
- ・桐生大学短期大学部研究生 7名

令和 5 (2023) 年度学生支援センター年間プログラム

日程	ガイダンス・講座名	対象学年	備考
4月上旬	キャリアガイダンス	短大2年 (両学科)	<ul style="list-style-type: none"> ・就職活動の進め方、企業求人情報の入手方法他 ・就職状況の提示/進路希望調査 ・学科での進路サポートについて
		短大2年 (両学科)	就職希望調査、就職に関する相談
5月上旬	ハローワークによる面談	アート・デザイン学科 2年	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークへの登録及び面接実施
6月中旬	キャリアガイダンス	短大1年 (両学科)	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアサポーターによる講演「仕事をすることの意義」
11月下旬	キャリアガイダンス	短大1年 (両学科)	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアサポーターによる講演「就職活動の進め方」
2月中旬	キャリアガイダンス	アート・デザイン学科 1年	<ul style="list-style-type: none"> ・2年生就職内定者による1年生へのアドバイス ・編入希望者への入試アドバイス ・ポートフォリオ作成講座他
2月中旬	キャリアガイダンス	生活科学科 1年	<ul style="list-style-type: none"> ・2年生就職内定者による1年生へのアドバイス ・編入希望者への入試アドバイス

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

学生サービスの生活支援については、今後も積極的に充実を図るよう努めていく予定である。課外活動の活発化や、経済的に困難な学生への支援等について検討を進めていきたい。

生活科学科では、栄養士取得を目指して入学してくる学生がほとんどであるため、就職先も「食」「栄養」に関する職場が多く、就職率も非常に良いが、アート・デザイン学科の学生は、本人の希望ではあるが、制作活動を望むものも多いことから、そうした本人の希望をある程度考慮しながらも、卒業後に不安定な生活状況に陥らないようにするため、本人の希望する職種に対する十分な情報提供や進学についての支援について、さらに充実させていきたい。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

両学科とも、海外の文化や食・芸術に触れることを目的とした海外研修旅行を実施していたが、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できていない。そのため、令和5(2023)年度は国内での研修旅行を実施した。生活科学科では2年生を対象に栃木県那須にあるホテルエビナール那須にて食事をいただくと共にテーブルマナー研修を実施した。終了後、学生はテーブルマナーについての課題レポートを提出し、フィードバックを受け、今まで学んだことを活かしながら実際の現場で体験する等の経験を積むことができる。さらに学外の食のスペシャリストによる特別講義も教育課程内で数多く実施している。

アート・デザイン学科では2年生を対象に3泊4日で徳島、淡路島、神戸、大阪を巡り本物の芸術に触れる研修を実施した。絵画や彫刻、デザイン、現代美術等、多様な芸術表現に旅行体験や文化体験を通して見聞を広め、地域と観光産業によるブランド力と美術の関係を分析し、心に響くデザインの情緒を再確認することを目的としている。「鳴門・大塚国際美術館」、「六甲ミーツ・アート芸術散歩 2023 beyond」、「国立国際美術館」を見学した。

両学科とも学習面がメインではあるが、令和5(2023)年度の2年生は新型コロナウイルス感染症の影響で高等学校時代に修学旅行を行けなかった学生も多く、学習面だけではなく、美術館見学(生活科学科)や那須アウトレットでのショッピング、ユニバーサルスタジオジャパンに行き、旅行そのものを楽しむ経験を設け、学生にとって満足度の高い研修旅行となっている。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画は主に以下のとおりであった。

- ・学内でのさまざまな情報機器の活用法についての初年次教育の実施
- ・学生がいつでもどこでも必要な情報にアクセスできるよう、本学のサイトの充実を図る
- ・教養教育を中心とした教育課程について早急に見直しを行う。
- ・アクティブ・ラーニング・スペースで学習支援をするなど、有効活用できるよう支援する。

令和5(2023)年度の初年次教育プログラムは、学科共通のオリエンテーション、図書館ガイダンス、学科独自のガイダンス、必修科目で構成されている。学科独自のガイダンスにおいて情報機器の使い方や情報リテラシー、図書検索についてガイダンスを実施し、学生が1年次から有効活用できるような体制を整えている。

学生が必要な情報について直ぐにアクセスできるよう、学生用ポータルシステムを導入した。本人の履修状況、成績情報、時間割や履修の手引き等、さまざまな情報に

PCや携帯でアクセスできるようになった。さらにお知らせ配信機能は登録したメールアドレスに通知が行くように設定を促しており、情報伝達ツールとしても有効活用している。

教育課程の見直しについては生活科学科において、科目名称変更により講義科目と実験・実習科目の繋がりを明確化し、学生評価の位置づけと学生の理解を高めるため、令和4(2022)年度からカリキュラムを一部変更した。アート・デザイン学科については専門的な知識や技能の増加を目的とした専門科目の新規科目追加や教養科目の配当年次変更等のカリキュラムの見直しを検討し、令和6(2024)年度から新カリキュラムに変更した。

令和4(2022)年度より大学生活に係る勉強、実習等の不安を抱えている新入生を対象として、週に1回程度、SAである大学4年生に学習の仕方等を教わることのできる学習支援室を設置した。学習支援室は5限の時間はSSカフェで実施し、5限後の時間は図書館のアクティブ・ラーニング・スペースを活用して行っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

今後も、各センターや事務職員、各学科各学年の担任・副担任を中心にきめ細かな学習指導・生活指導について連携し、充実した学生支援となるよう継続的に努力する。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

提出資料

3. ホームページ「教育情報の公開」<https://www.kiryu-u.ac.jp/guidance/org/>

提出資料-規程集

3. 学校法人桐丘学園 組織機能規程
 18. 桐生大学・桐生大学短期大学部 FD 委員会規程
 39. 桐生大学・桐生大学短期大学部 倫理委員会規程
 40. 桐生大学・桐生大学短期大学部 研究推進委員会規程
 45. 桐生大学・桐生大学短期大学部 動物実験委員会規程
 47. 学校法人桐丘学園 就業規則
 60. 桐生大学・桐生大学短期大学部 教員採用規程
 67. 桐生大学・短期大学部 教員個人研究費規程
 68. 教員個人研究費 運用内規
 73. 教員の資格審査運営規則
 74. 教員の資格審査基準（短大）
 82. 桐生大学・桐生大学短期大学部 研究活動の不正行為防止等に関する規程
 84. 桐生大学 紀要投稿規程
 87. 桐生大学・桐生大学短期大学部 特別個人研究費・研究旅費助成実施規程
 88. 桐生大学・桐生大学短期大学部 特別個人研究費・研究旅費助成実施規程細則
 92. 桐生大学・桐生大学短期大学部 遺伝子組換え実験安全管理規程

備付資料

65. 教育・研究・学生指導等活動報告書
 72. 桐生大学紀要 34 巻
 75. FD 研修会記録
 76. SD 研修会記録
 77. 2023 年度桐生大学・短期大学部 研究業績
 78. 研究倫理教育に関する小冊子 3 冊
 79. 第 4 回みどりキャンパス学術交流会 要旨集
 80. 2023 年度研究環境に関する満足度調査
 81. 桐生大学・桐生大学短期大学部における研究者の行動規範
 82. 法人事務局組織図
 83. 大学事務局組織図
 96-2. 大学運営評議会議事録
 96-24. 教員資格審査会議事録

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

各学科は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育課程を定めているが、その教育課程を実施するため、大学設置基準に基づき主要科目には専任教員を配置し、その他の科目については併設大学の兼任教員、専門分野の兼任教員等を適切に配置している。

生活科学科及びアート・デザイン学科の専任教員数は以下のとおり。

令和6（2024）年5月1日現在

	学科	現専任教員数					助手
		教授	准教授	講師	助教	計	
短大	生活科学科	2	1	1	2	6	3
	アート・デザイン 学科	3	1	2	1	7	1
	計	5	2	3	3	13	4

また、生活科学科は栄養士養成施設として認可されており、教員組織は短期大学設置基準や栄養士法施行規則で定める基準を満たしている。

昇任を含む教員の資格審査（職位）は、教員の資格審査運営規則、教員の資格審査基準（短大）に基づき、審査会によって行う。（提出・規程集 73、提出・規程集 74）審査会の構成員は、学長、副学長、当該教員が所属する学科の学科長、その他学長の指名した者としている。審査のプロセスは、審査会長が審査会における審査意見を調整

し判定案としてまとめ、これを踏まえ学長は大学運営評議会の議を経て最終判定を決定し、これを理事長に報告、理事長の承認を得て、昇格を行うものとし、実際の運用についてもこれら規程類に基づいて厳格に遂行している。(備付-96-24、備付-96-2)

非常勤教員の採用については、学科長が主体となり非常勤教員の学位や研究業績、その他の経歴等を勘案し、学長が面接して決定している。

学生が学習成果を達成できるよう支援するため、生活科学科には助手3名を、アート・デザイン学科には助手1名を配置しており、演習・実習の授業補助、学生の学習支援・生活支援の任務にあっている。

専任教員の採用にあたっては、要員計画を策定し、教員採用規程に基づき、採用を実施している。(提出-規程集 60)

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員の研究活動については、教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。専任教員は自身の研究テーマに基づき、研究を行い、毎年「教育・研究・学生指導等活動報告書」に記載し、研究活動状況は毎年度毎に研究業績集をまとめ、ホームページ上で公開している。(備付-65、備付-77、提出-3)

科学研究費補助金や外部研究費等については現在獲得できていない。科学研究費補助金及びその他の外部研究費等について公募があった場合には、総務課より教員全員にメールで告知し、積極的に応募するよう奨励している。また、科学研究費補助金については、日本学術振興会による科学研究費説明会を実施し、研究費獲得に向けての支援を実施している。

表Ⅲ-A-1 競争資金の取得状況（科学研究費等）（過去3年間）

	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
科学研究費補助金	1件（330,000円）	1件（130,000円）	0件（0円）

研究費の配分、管理、使用等に関する必要な事項は、教員個人研究費規程、教員個人研究費規程運用内規、特別個人研究費・研究旅費助成実施規程、特別個人研究費・研究旅費助成実施規程細則等において定めている。（提出-規程集 67、提出-規程集 68、提出-規程集 87、提出-規程集 88）研究推進委員会は、研究活動の促進や成果向上のための企画及び実施を行い、研究を活性化するための支援を行っている。（提出-規程集 40）

研究の実施については、倫理委員会、遺伝子組換え実験安全管理委員会、動物実験委員会、紀要委員会を置き、学内で科学研究費説明会の開催や研究倫理教育に関する小冊子の配付、研究者における行動規範を定めるとともに、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）提供研究倫理教育 eラーニングの受講を義務付け、研究倫理に従った研究の支援を行っている。（提出-規程集 39、提出-規程集 92、提出-規程集 45、備付-78、備付-81）本学では不正行為防止等に関する規程を定めているが、令和4（2022）年度においては桐生大学紀要掲載論文の研究不正（盗用）が認定され、更なる研究不正防止のための対策を進める必要がある。（提出-規程集 82）

研究成果を発表する機会を確保するため、桐生大学紀要を年1回発行している。（備付-72）

桐生大学紀要投稿規程において、投稿資格として、「原則として桐生大学及び短期大学部の専任教員に限る」との規定があり、短期大学部の教員であれば、全員が投稿することができる。（提出-規程集 84）また、学長のリーダーシップのもと、令和2（2020）年度に発足した「みどりキャンパス学術交流会」を、令和5（2023）年度にも引き続き開催し、研究成果の発表の場を提供するとともに、研究を介した教員の交流及び相互理解を深め、個々の教員、そして、桐生大学・桐生短期大学部としての研究の発展の支援を行った。（備付-79）

教員の研究室は原則、准教授以上の教員に個室を提供し、また、共同実験施設として、理化学実験室、動物実験施設を整備する等、研究環境は整備している。

専任教員は原則週に1日研修日を設けることができる等、研究、研修等を行う時間を確保しており、活発な研究活動を奨励している。専任教員に対して行った令和5（2023）年度の研究環境満足度調査の結果をもとに、更なる研究環境の向上を目指し適切に整備していく。（備付-80）

留学、海外派遣に関する特別な規程は整備していないが、特別個人研究費・研究旅費助成実施規程により、それぞれ最大30万円の助成を受けることができる。その他については個別に相談の上、実施することになる。国際会議出席等に関しては、原則として、研究旅費の範囲内で対応することとなっているが、特別な事情がある場合には個別に対応することとなっている。

FD 活動に関しては、FD 委員会規程に従い、FD 委員会を中心に活動している。
(提出・規程集 18) FD 委員会では、以下の事項を審議し、その結果を学長に報告、
学長は教授会の議を経て決定し、実施・運用している。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) FD 及び SD 活動の企画立案に関する事項(2) FD 及び SD に係る研修会等に関する事項(3) 授業評価の実施とその検討に関する事項(4) その他 FD 及び SD に関連する事項 |
|---|

令和 5 (2023) 年度は、「LGBTQ 研修」、「生成 AI 研修」を実施した。また、ワークショップ形式で「デジタルテキストの紹介～導入に向けて～」というテーマで FD を開催した。(備付-75)

各学科は、学生の学習成果を向上させるため、及び学生の学習・生活課題に対する支援を適切に実施するため、専任教員全員が参加する学科会議を定例で開催し、事務局・各委員会等からの情報や各専任教員からの情報を共有し、対策を検討し、実行している。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

組織機能規程に基づき、教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
(提出・規程集 3) 本学では法人事務局と大学事務局があり、法人事務局長、大学の事務長を責任者として管理部総務課、管理部財務課、経営企画部、教務・学生課、入試広報課、総務課で構成している。(備付-82、備付-83)

各課各係に配置されている事務職員は、その能力、資格、専門性及び経験に配慮して、適切に採用し配置しており、学生の学習成果を向上させるため、効率的で適確な業務執行体制が確保できるように配慮している。

組織機能規程に基づき、教学マネジメント遂行のために、能力、資格、専門性及び経験に配慮して、適切に職員を配置している。事務組織の各課各係は、本学の施設の中央

に位置する 4 号館に集中して設置され、総務係、会計係、管理係、教務係、学生係、入試広報係の部署ごとに事務室に配置されている。事務職員一人 1 台のコンピュータを利用することができ、また各個人のメールアドレスを割り当てている。また、外線にも直通する内線電話も各事務職員に 1 台割り当てており、必要な事務を遂行するのに十分な備品を備えている。コピー機も各課に 1 台割り当てられている。

SD 活動に関する詳細な規程は、FD 委員会規程において規定されている。(提出・規程集 18) 職員の資質・能力向上のための研修は、外部機関の研修等を併用しつつ、以下のとおり、本学独自の研修を、FD 委員会と総務課を中心に組織的に実施している。(備付・76) これらの活動は PDCA サイクルの中で常に見直しを含めた検討を行っている。また、入職時には、新任者ビジネスマナー研修を実施し、社会人として必要不可欠なマナーを学び、各課において大学職員として必要な基本的知識、学内組織・諸規程について指導している。

SD 研修の実績 (令和 5 (2023) 年度)

- ・ハラスメント防止研修
- *オンデマンドを活用することで教職員全員が必ず受講

また、事務職員は人事評価において、4 月に一次評価者と職員が面談をしたうえで目標を設定し、9 月の中間面談にて進捗状況の確認、指導を行い、1 月に自己評価をする流れとなっており、このサイクルの中で業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善すべきところは改善している。

本学ではセンターと委員会があり、それぞれ教員がセンター長、委員長となっており、それぞれのセンター・委員会に事務職員が配置され、教職協働で連携しながら業務を遂行している。日常業務においても学生が学習成果の獲得が向上するよう関係部署との連携を密にとりながら業務にあたっている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

< 区分 基準Ⅲ-A-4 の現状 >

教職員の就業に関しては、就業規則で規定しており、その他の就業に関する諸規程と合わせて、教職員は事務局で閲覧することが可能となっている。(提出・規程集 47) 就業規則及び就業に関する諸規程について、変更が生じた場合には、過半数代表を通じて各所属教職員へ周知を行っている。

教員については、出勤簿への押印及び学内の共有フォルダに就業予定を記載することで就業管理をしているが、職員については出勤簿への押印及び出退勤時刻の記載に

より管理している。教員の就業時間については、担当授業時間・その他の業務との関係で出勤時刻をずらすことを認めており、職員については、学生対応のため、遅番として1時間勤務時間をずらした当番職員を置くことにしており、それにより、労働基準法その他の就業に関する法令及び本法人の就業規則その他の諸規程を遵守している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

教職員の配置については、常に教職員・学生の声を丁寧に拾いながら見直しを図り、適切な教学マネジメントの維持強化に努めていきたい。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

該当なし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料-規程集

2. 桐生大学短期大学部 学則
13. 桐生大学・桐生大学短期大学部 情報セキュリティ基本方針
14. 桐生大学・桐生大学短期大学部 情報システム運用基本規程
15. 桐生大学危機管理マニュアル
16. 学校法人桐丘学園 リスク管理規程
21. 桐生大学・桐生大学短期大学部 図書管理細則
61. 学校法人桐丘学園 経理規程
62. 学校法人桐丘学園 固定資産及び物品管理規程

備付資料

37. 2023 年度前期オリエンテーションスケジュール
85. 災害時における協力体制に関する基本協定書
86. 緊急災害時における飲料提供に関する覚書
87. 令和 5 年度自衛消防訓練実施要項

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1の現状>

桐生大学短期大学部の校地・校舎の面積と短期大学設置基準上の面積は下記のとおりであり、校地・校舎いずれも基準を大きく上回っており、教育環境として適切であると考ええる。

表Ⅲ-B-1 校地・校舎一覧

収容定員	区分	基準面積	現有面積	差異
180人	校舎	3,300 m ²	7,961 m ²	4,661 m ²
	校地	1,800 m ²	23,522 m ²	21,722 m ²

※ 校舎の現有面積は、共用部分 6,296 m²を含む

※ 校地の現有面積は、共有部分 22,644 m²を含む

学生は体育館において、体育の授業及び運動系のサークル活動を実施しており、活動には支障を生じていない。1階がレストランとなっている11号館及び図書館がある2号館にはエレベーターが設けられ、11号館には障がい者対応のトイレも設置されている。1号館には、車椅子用のスロープが設けられている。

生活科学科の授業で主に利用している校舎は9号館であり、そこには80人以上収容できる講義室が3室と、語学演習室、演習室、調理実習室、集団給食実習室、2つの試食室を設置している。講義室の内1室は、アート・デザイン学科と共同で利用している。語学演習室、演習室も大学の医療保健学部、アート・デザイン学科と共同で利用している。さらに生活科学科は、4号館の理化学実験室と食品加工実習室を医療保健学部栄養学科と共用している。アート・デザイン学科の授業で主に使用している校舎は、1号館と5号館である。1号館1階には主に絵画等を制作する実習室とコンピュータ室、2階には実習室とゼミ室、3階はコンピュータ実習室とインテリア・空間、ファッション・造形を専門に学ぶ実習室を備えている。5号館には、木工や、彫塑等を学ぶ実習室3室を設置している。他に生活科学科と共用している9号館の1講義室を利用しており、十分な施設が整備されている。

これらの講義室や演習室、実験室等はそれぞれの学科の教育課程で必要とされる内容を実施するために必要な備品が整備されている。

図書館は大学と共有であり、独立した2階建ての図書館が設置されている。面積は1,549.67 m²、閲覧座席数は279席である。アクティブ・ラーニング・スペースやPC、自習スペース等を設け、学生が勉強以外にプレゼンテーションの練習やグループ学習でも利用している。図書については学科の特性に関連した図書(蔵書数、学術雑誌数、視聴覚資料等)を以下のとおり適切に整備している。

表Ⅲ-B-2 桐生大学・桐生大学短期大学部図書館における図書・学術雑誌数

令和5(2023)年度

学科・専攻課程	図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕		視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
	(冊)		電子ジャーナル 〔うち外国書〕			
生活科学科	3,841[122]	2[0]	0	8	0	0
アート・デザイン学科	1,379[22]	0	0	61	0	0
共通	35,467[4,561]	74[11]	1,644[4]	1,676		
計	40,687[4,705]	76[11]	1,644[4]	1,745	0	0

購入図書の選定については、図書館図書管理細則に基づいて実施しており、「教職員が希望するもの」「学生が希望するもの」「図書館職員が希望するもの」のうち、予算を考慮して、館長が行うこととなっている。(提出・規程集 21) 購入は年複数回、上記の手続に従って、実施している。それとは別に、教員が研究費を利用して購入した研究図書についても、図書館において、蔵書登録をして管理している。図書の廃棄については、図書管理細則に基づき、次の「1. 紛失確認後4年を経過したもの。2. 破損、汚損、消耗等の度が甚だしく、補修不能と認められるもの。3. 図書として利用価値を失ったと認められるもの。4. その他、館長が除籍を適当と認めたもの。」のいずれかの項目に該当する資料について、除籍、廃棄を行っている。

体育館は大学と共有で 1,274.85 m² であり、適切な面積を有している。主に体育系の授業やサークル等で活用されている。

本学では多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行えるようシステムや学習環境を整備している。(提出・規程集 2) 具体的には Microsoft Teams を利用した遠隔での授業や、動画配信によるオンデマンド授業、Moodle を利用したオンラインテスト等のシステムを導入しており、これらを講義室だけでなく学内のオープンスペースでも利用できるよう、学生レストランや図書館には無線 LAN のアクセスポイントを設置している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。

- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

本学では、経理規程において、財務諸規程を定めている。(提出・規程集 61) また、固定資産や物品等の維持管理については、固定資産及び物品管理規程に基づき適切な維持管理を行っている。(提出・規程集 62) 年に 2 回事務室や研究室、講義室の部屋の備品管理チェックを行っている。

火災・地震対策、防犯対策としては、リスク管理規程、学部と共用の危機管理マニュアルを定め、危機に対する「予防対応」及び「危機管理」について規定している。(提出・規程集 16、提出・規程集 15) また、本学の所在市であるみどり市と「災害時における協力体制に関する基本協定」を締結し、本学周辺地域における災害対応拠点として、学生を含めた地域住民を対象とする災害対応体制を整備している。(備付-85) また、三国コカコーラ・ボトリング株式会社と「緊急災害時における飲料提供に関する覚書」を締結し、緊急災害時に必要な飲料の確保を図っている。(備付-86)

火災・地震対策としては、原則として年一回後期開始時期のオリエンテーション時に、防災訓練を実施し、避難訓練と消火器の使い方の訓練、消防署職員等に防災講話を実施している。(備付-87) 防犯対策としては、犯罪被害者講演会と群馬県警の担当者による「犯罪防止講演会」を原則として前期中に年 1 回開催している。(備付-37) なお、防犯対策については、大学生活に慣れていない 1 年生については、全員出席するように指導している。

コンピュータ・ネットワークのセキュリティ対策については、情報セキュリティ基本方針と情報システム運用基本規程からなる「情報セキュリティポリシー」を策定し、メディア情報センターと法人事務局が連携をしながら行っている。(提出・規程集 13、提出・規程集 14) 学内で整備しているコンピュータはすべてウィルス対策ソフトを導入しており、インターネットへのアクセスについては、ファイアウォールを設置して、不正アクセスを防止している。また、教職員が利用するメールの学外からの送信についてはグループウェアのみから制限をし、送受信されたメールすべてをウィルスチェックしている。学内のネットワークへの接続は、すべて MAC アドレスを記録し、どの機器が接続しているかを把握でき、また、学内 LAN については学生系と教員系、事務系、無線 LAN 系でセグメントを分けて、セキュリティを強化している。

省エネルギー対策についてはクールビズの推奨や行政のガイドラインに沿った冷暖房の設定、階段利用の呼びかけ等、積極的に取り組んでいる。また、ごみの分別やペットボトルキャップ回収箱をゴミ箱の近くに設置して分別し、回収したペットボトルキャップはみどり市社会福祉協議会に寄付している。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

校地、校舎は、大学設置基準に示された基準を上回って整備しており、教学運営に支障のないように管理、運用している。本法人全体の改革等に基づき検討を進めていく。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

該当なし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料

8. 2023 年度シラバス 桐生大学短期大学部生活科学科
9. 2023 年度シラバス 桐生大学短期大学部アート・デザイン学科

提出資料-規程集

26. 桐生大学・桐生大学短期大学部 メディア情報センター規程

備付資料

88. 学内 LAN の敷設状況
89. Microsoft Teams 簡易操作マニュアル (教員用)

区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本学は Microsoft Teams や Moodle を利用した ICT 学習環境を整備している。また、アート・デザイン学科においては他の PC 教室に設置されている Windows の PC ではなく、Mac の PC を設置する等、実践的な教育を行っており、学生の技術習得に役立っている。生活科学科においては「コンピュータⅠ」、「コンピュータⅡ」、アート・デザイン学科においては「コンピュータ基礎演習Ⅰ」、「コンピュータ基礎演習Ⅱ」の科目を設け、学生の情報技術向上の機会を提供している。また、他の科目にお

いても PC のある教室を使用する等、上述した科目以外でも情報技術を修得することができる。(提出-8、提出-9) インターネットには SINET を経由し 10Gbps で接続されており、快適なインターネット環境が整っている。(備付-88) 教職員には、授業の準備やその他の業務に利用できるよう、一人 1 台の PC を用意し、必要に応じて Microsoft Teams 等の利用方法の説明やマニュアルを更新している。(備付-89) すべての講義室ではプロジェクタとスクリーン、ネットワークに接続可能なコンピュータを活用した授業ができる環境となっている。またホワイトボードやマイク等も整備されており、さらに全ての教室ではコンピュータによるビデオ映像を映し出すことも可能となっている。近年、受講環境の整備には力を入れ、各講義室にあるプロジェクタを入れ替え、スクリーンも変え、後部座席の学生からも映像がわかるように改善した。また多くの講義室・演習室・実習室では、無線 LAN を使用できる環境があるため、ノート PC やタブレット端末を持ち込むことで情報収集等も行え、教室に設置してあるプロジェクタを利用すればプレゼンテーションも可能となっている。

コンピュータ教室には学ぶ上で必要な数のコンピュータが設置され、授業で活用されている。これらの教室には複合機が設置されており、授業に関連する内容であれば自由に印刷が可能となっている。その他、語学演習室にもコンピュータが設置されており、10 号館 OA 教室では CALL システムを用いた語学学習が可能となっているため、学生のスピーキング、リスニング能力の向上に役立っている。これら教室の管理は教務係で、プロジェクタ、コンピュータ機器についてはメディア情報センターと連携しながら法人事務局管理部総務課情報システム係で行っている。(提出-規程集 26) コンピュータ等リース契約で整備している機器については、リース契約の満了時には、最新機種への入れ替え等を計画している。その他の機器についても 5 年を一つの目安にして入れ替えを計画している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

コンピュータ及び周辺機器については技術革新により性能が著しく向上している。引き続き、常に最新の情報機器を使用できる体制を整えていく必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

該当なし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料

17. 事業活動収支計算書の概要 [書式 2]
18. 貸借対照表の概要 [書式 3]
19. 財務状況調べ [書式 4]
25. 学校法人 桐丘学園 令和 6 年度事業計画書
26. 予算書
27. 理事会議事録
29. 評議員会議事録

提出資料-規程集

53. 学校法人桐丘学園 退職金ならびに弔慰金支給規程
63. 学校法人桐丘学園 資産運用規程
65. 学校法人桐丘学園 公認会計士監査規則

備付資料

90. ホームページ「ご寄付のお願い」
<https://www.houjin.kiryu-u.ac.jp/donation/index.html>
91. 財産目録及び計算書類
94. 第二次中期経営計画
101. 会計帳簿元帳

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。

- ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

法人全体の基本金組入前当年度収支差額はプラスで推移している。（提出-17）一方、短期大学部のみの基本金組入前当年度収支差額については、令和3（2021）年度3,031万円、令和4（2022）年度1,800万円、令和5（2023）1,281万円の支出超過となっている。なお、大学・短期大学部をあわせた基本金組入前当年度収支差額は、プラスで推移している。

貸借対照表の状況については、本法人は無借金経営であるとともに、法人全体の純資産及び純資産比率は毎年増加しており、健全に推移している（提出-18）

退職金の期末要支給額は、公益財団法人群馬県私学振興会よりの交付金及びみなし退職預り金の合計額と同額であるため、退職給与引当金は計上していない。（提出-規程集 53）

資産運用については資産運用規程を整備し、「元本返還が確実であり、資産の流動性、効率性を確保した方法で行う」という基本方針に基づき実施されており、適切である。（提出-規程集 63）令和5（2023）年度の短期大学部の教育研究経費の経常収入に占める割合を示す教育研究経費比率は41.5%であり、過去3年間とも35%を超える水準となっており、教育研究活動の維持・向上の面からは適切なものとなっている。（提出-19）

教育研究用の施設設備及び図書等は、大学との共用となっているものもあるが、設置基準を満たしており、また短期大学部専用の施設設備及び図書についても、毎年度適切な予算配分がなされている。（提出-26）

公認会計士は、「学校法人会計基準に則した経理処理が適正に行われているか」等、様々な視点から決算監査の実施だけでなく、期中においても適宜行っており、監事との面談も行われている。（提出-規程集 65、備付-91）経理責任者である法人事務

桐生大学短期大学部

局管理部長の情報提供や求めに応じて、適切な助言を行っており、監事及び法人事務局管理部長を通じて、助言内容を共有し、対策を講じている。また、必要に応じて理事長との面談も行われている。

寄付金の募集に関しては、これまで積極的に行ってきたはいなかったが、法人のホームページや大学・短大、高校、中学、幼稚園のホームページに寄付金募集のページを掲載し、日常的な募集を開始した。(備付-90) なお、学校債の発行は行っていない。

入学定員充足率及び収容定員充足率は、これまで生活科学科が定員充足できていない状況にあったが、令和 5 (2023) 年度は以下のとおりほぼ定員を充足することができたが、依然 100%を若干割っている状況である。

令和 5 (2023) 年 5 月 1 日現在

	入学定員充足率	収容定員充足率
生活科学科	80.0%	87.5%
アート・デザイン学科	114.0%	107.0%
短期大学部合計	98.9%	98.3%

基本金組入前当年度収支差額は短期大学部単独では若干の支出超過となっており、厳しい状態になっているが、法人全体としては健全な財務体質を維持している。

本法人では、平成 28 (2016) 年度から令和 12 (2030) 年度にかけて、5 年刻みで三期の中長期経営計画を作成することとしており、現在は第二次中期経営計画 (令和 3 (2021) 年度～令和 7 (2025) 年度) に基づき、毎年度の事業計画と予算を決定している。(備付-94)

事業計画及び予算決定のプロセスは以下のとおりである。(提出-25) まず、次年度予算編成方針 (基本方針、予算編成の原則、配分の考え方等) を策定し、各学科の長、各事務部門及び各センターの長に、予算編成説明会を行っている。その後、各部門の長から大学・短期大学部事務局に、次年度の活動計画書及び予算申請書が提出される。申請のあった内容についてまず、学校内審議を行い、その後、法人と大学・短期大学部で予算審議会及び予算決定会議を行い、当初予算案を作成し、3 月の評議員会・理事会に予算案を提出している。(提出-27、提出-29)

理事会での予算成立後、各学科、事務局各課等には、予算決定通知書が配付され、それに基づいて予算が執行される。予算の執行にあたっては、起案書に予算決定通知書、見積書、予算区分ごとの残金表を添付して申請することとなっており、事務長、学長、法人経理責任者、理事長等の決裁を経て執行されている。計算書類は、私立学校振興助成法に基づき、年度ごとに適正に作成しており、また学校法人会計基準に従った適正な内容となっている。財産目録は、私立学校法第 47 条に基づいて適正に作成している。

資産及び有価証券を含む資金の管理と運用は、法人事務局管理部財務課において資産等の管理台帳を備え付け、資金出納帳等を作成し、適切な管理を行っている。(備付-101)

月次試算表についても毎月作成し、管理部長より理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

< 区分 基準Ⅲ-D-2 の現状 >

本学は昭和 38（1963）年 4 月に短期大学が開設されて以降、50 年以上の歴史を持っており、「食物栄養」、「デザイン」に関する高等教育機関として地域社会に認知され、また多数の卒業生が地域社会で活躍している。そのため、学生募集についても多少の定員割れがある年もあるが、比較的安定して入学者を確保できている。併設している桐生大学との関係については、生活科学科と同分野である医療保健学部栄養学科の間で一般の大学と併設短大との関係以上の密接な関係を築いている。

両学科とも地域社会での認知度が高いため、地域社会の行政・民間企業との交流が盛んなものとなっている。

また、中期経営計画の説明会を各所属校に実施し、SWOT 分析による「桐丘学園の内部環境と強み/弱み」、「命題および課題と方策」等、理事長自ら質疑応答を行い、教職員の理解と協力を求めている。（備付-94）

この中期経営計画における命題の一つである、「学園の経営基盤のさらなる強化」に基づき、学内で検討した結果、短期大学を取り巻く経営環境は厳しく、生活科学科の抜本的な構造改革を要するという結論に至り、令和 5（2023）年度以降の学生募集を停

止し、在学生在が卒業した場合令和 7（2025）年度末をもって生活科学科を廃止することとした。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

今後も 18 歳人口の更なる減少や社会情勢の変化は続いていくが、法人全体の収支を保つために引き続き入学者数の定員確保を優先事項として、財務からも財務状況に関しての情報発信を行い、安定した基盤を確保していきたい。

また、有価証券等への投資に関しても安全性を担保しながら経年的な計画に基づき実行し、収入増加に努めていきたい。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画は主に以下のとおりであった。

- ・「栄養」もしくは「デザイン」の専門知識・技術及び経験を有する教員の採用を、財務状況を考慮しながらも、適切に実施するため、計画的で慎重な採用を継続的に実施していくよう準備する。
- ・社会の環境変化に対応ができ、また有効な学生への学習支援を提供しうる事務職員を育成または採用するよう、SD 研修の充実や適材適所となる新任職員の採用を実施していく。
- ・情報化の進展による学習環境の変化に対応するよう、図書を整備、教科書の電子化、職場の電子化に対応できる教材の活用など、情報機器の活用及び情報教育の充実を進めていく。
- ・短期大学部単体での財務状況の改善のための新学科設置準備もしくは短期大学部定員増を検討する。

教員採用については各種法令（短期大学設置基準や栄養士法施行規則等）を順守し、計画的で慎重な採用を継続的に実施している。

事務職員の採用については経験豊富な中途採用が主として段階的に職員を増員している。各課各係に配置されている事務職員は、その能力、資格、専門性及び経験に配慮して、適切に採用し配置しており、学生の学習成果を向上させるため、効率的で適確な業務執行体制が確保できるように配慮している。

情報機器の活用及び情報教育の充実については、各教室やレストラン、図書館等、多くの学生が利用するエリアには国際的なネットワークローミングである **eduroam** による **Wi-Fi** アクセスポイントを設置した。学生に対しては多様なメディアを高度に利

用して、教室等以外の場所で履修させることができるよう、学則を変更した。本学は **Microsoft Teams** でオンライン授業や授業の予習・復習の課題等に活用している。図書館では、図書管理細則に基づき、一般図書、参考図書、専門図書及び視聴覚資料を選定し購入しており、計画的に蔵書を増加していった結果、教育研究に十分な図書の整備状況となっている。電子教科書の導入に向け、**FD** 委員会主導によるワークショップ形式で講習会を開催する等、前向きに検討している。

短期大学部単体での財務状況の改善のための改組について、令和 6（2024）年度入学生から生活科学科の募集停止を決定した。また、アート・デザイン学科の定員増等を検討している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

引き続き、適切な教学マネジメントの維持強化に努めていくため、計画的な採用を継続して行っていく。また、安定的な入学者の確保や技術的資源の向上を目指し、校地・校舎について法人全体での計画のもと、積極的な投資を行っていく。現状、アート・デザイン学科については安定的な入学者の確保が出てきているため、収容定員増等の改組も検討していく。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

- 24. 学校法人桐丘学園 令和 5 年度事業報告書
- 27. 理事会議事録
- 29. 評議員会議事録

提出資料-規程集

- 1. 学校法人桐丘学園 寄附行為
- 29. 学校法人桐丘学園 理事会・評議員会規則
- 30. 学校法人桐丘学園 運営協議会規程

備付資料

- 11. 内部質保証体制図
- 92. 理事長の履歴書
- 96-1. 学園運営協議会議事録
- 97. 監事監査報告書

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識して

いる。

⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

(3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。

② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。

③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準IV-A-1の現状>

理事長は本法人の建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与している。(備付-92) また、理事長は寄付行為第11条に基づき学校法人を代表し、業務を総理している。(提出-規程集1) 具体的には、定期的に各所属校及び法人事務局から経営面や教学面等、全般にわたる報告を受け、それについて協議を行っている。(備付-96-1) 特に、定期的(原則として月1回以上)に開催されている学園運営協議会においては、理事長が法人及び各校の現状と課題を把握することができ、その結果、日常的な業務運営を適切かつ円滑に執行することが可能となっている。(提出-規程集30) さらに、理事長は、短期大学部の教学面や管理運営に関わる具体的な重要事項についても、起案・報告書等の決裁を通じて、現状及び問題点を把握している。

理事長は、毎年度5月に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書の監査を監事から受け、理事会で審議・承認を受けたのち、評議員会を招集し報告及び意見聴取を行っており、適切に業務を執行している。(提出-24、提出-27、提出-29、備付-97)

理事会は、寄附行為第16条第2項に基づき「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」権限・責務を担っている。理事会は原則として年4回開催され、寄附行為第16条第3項に基づき理事長が招集し、寄附行為第16条第7項に基づき理事長が議長を務めている。(提出-規程集29)

理事会は内部質保証の体制図にあるように、認証評価に対する役割に責任を負うとともに、短期大学部の運営に関する法的な責任があるとの認識のもと、短期大学部の発展のために、学内外の必要な情報の収集や学校法人運営及び短期大学部運営に必要な規程の整備を行っており、適切に運営開催されている。(備付-11)

理事は、寄附行為第6条により選任されることとなっており、私立学校法第38条の規定に沿った構成員となっている。いずれも本法人の建学の精神を十分に理解し、健全経営についての学識及び見識を有している構成員である。また、寄附行為第10条には、役員解任及び退任に関する規定を設けており、当該規定には、学校教育法第9条の趣旨が反映されている。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

短期大学を取り巻く状況が厳しくなっている現在、地域社会のニーズや学生動向に対して、柔軟に対応していく必要がある。法人の基本方針を決定する理事会では、機

動的に対応することが難しいケースもありうるため、理事長のリーダーシップと理事長の補佐機関である学園運営協議会の役割が重要なものとなっている。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

該当なし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

28. 教授会議事録

提出資料-規程集

2. 桐生大学短期大学部 学則

31. 桐生大学短期大学部 大学運営評議会規程

32. 桐生大学短期大学部 教授会規程

70. 桐生大学短期大学部 学長選考規程

備付資料

68. 教員個人調書 [様式 21] (学長)

69. 教育研究業績書 [様式 22] (学長)

96-1. 学園運営協議会議事録

96-2. 大学運営評議会議事録

96-25. 学長候補者選考委員会議事録

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と

定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

- ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1の現状>

桐生大学短期大学部学則は、第47条第1項第1号で「学長は、本学を統括しこれを代表する」と規定している。(提出・規程集 2) 学長は、桐生大学短期大学部の重要事項を審議するために学則第48条に基づき設置されている大学運営評議会を招集し、議長となり、本学の組織運営に関する事項や人事に関する事項、将来計画に関する事項等の審議を主導する。(提出・規程集 31) また、学則第49条に基づき教育研究に関する重要事項を審議するための組織として設置されている教授会についても、学長が招集し、議長となることとされている。(提出・規程集 32) 教授会は、学生の身分や教育課程に関する事項を審議し、学長に対して意見を述べることとされている。学長は短期大学部教授会の意見を参酌して、教育研究に関する事項の最終決定を行っている。また、学長は、教授会が設置した委員会の委員長から定期的に報告を受け、必要に応じて適切な指示・諮問等を行っている。

学長の選考は、学長選考規程に基づき理事会によって行われるが、その手続きの過程は、学園運営協議会より推薦を受けた者3名と教授会より推薦を受けた本学教授2名からなる学長候補者選考委員会において候補者を選任し、次にその候補者について理事会が選考し、理事長が任命するという仕組みである。(提出・規程集 70、提出・28、備付-96-1、備付-96-25) したがって、学長は教学・経営の両面から信任を得て就任していることとなる。学長の選考においては、人格が高潔で学識に優れていること、本学の建学の精神に対し深い理解のあることを重要な要件としており、学長は人格・学識・本学への理解について、優れている者である。(備付-68、備付-69) 学長は、大学運営評議会・教授会を主宰し、また日常的な短期大学部教務に関する意思決定において、教学面での適切なリーダーシップを発揮しているだけでなく、法人の理事として構成員になっている理事会・評議員会において、大学の代表者として、法人全体の運営に参画している。さらに、学園運営協議会の一員として、法人としての課題に対処している。このように、教学・法人の両面において、バランスよく適切にリーダーシップを発揮している。また、学長も理事長と同様に、短期大学部の教学面や管理運営に関わる具体的な重要事項について、起案・報告書等の決裁を通じて、現状及び問題点を把握している。

学生に対する懲戒については学則第43条に基づき、教授会で審議しているが、詳細について定める必要があるため、現在学生委員会を中心に検討している。

教授会は、短期大学部の教育研究・学生生活支援等の活動における重要事項について審議して、学長の意思決定に寄与している。教授会の構成員は、学則第 49 条第 2 項により「(1) 教授、(2) 准教授、(3) 学長が指名する者」と規定されており、(3) については、教授会から事前に示された議案に関係する、教授会により設置が認められた委員会の長等で (1)、(2) 以外の者を、学長が指名する場合である。教授会は、学則第 49 条第 3 項により「1. 規程等の制定及び改廃に関する事項、2. 学生の入学・卒業並びに除籍に関する事項、3. 単位の認定に関する事項、4. 研究生・聴講生・科目等履修生及び外国人学生に関する事項、5. 教育課程の編成及び試験に関する事項、6. 学生の厚生補導並びに賞罰に関する事項、7. 学長の諮問した事項、8. その他本学部の教育・研究及び運営に関する重要事項」を審議すると規定されており、「学生の入学及び卒業」等の事項を中心に、教育課程、厚生補導等の重要な事項について審議して、学長の意思決定に寄与している。教授会は、原則として月 1 回開催される。

教授会は、教授会規程に基づいて運営されている。学部教授会と密接に関係する事があるため、学部教授会に短期大学部教授会の構成員がオブザーバーとして出席し、また短期大学部教授会に学部教授会構成員がオブザーバーとして出席していることが多い。教授会議事録は、次回の教授会の開催案内時に構成員に送付し、ネットワーク上の「共有フォルダ」に掲載することとしており、教授会構成員以外の専任教員も教授会の審議過程を知ることが可能となっている。入試、教育課程、学位授与判定に係る教授会審議においては、三つの方針に基づいて実施しており、教授会構成員は三つの方針を十分に理解している。

教授会により設置が認められた委員会が、各委員会規程に基づき、その所掌する範囲内で、教育、研究、学生生活に関する事項について、審議を行い、学長の意思決定に寄与している。各委員会は、大学・短期大学部を併せてもさほど規模が大きいいため、大学・短期大学部合同委員会として活動している。各委員会規程は教授会の審議を経たものであり、また各委員会での審議事項のうち教育研究・学生生活支援等の活動に関するものは、教授会で審議されることとなっている。さらに学長は予定されていた審議以外での報告事項を必ず確認し、教授会審議事項以外の事項についても、共有できるようにしている。

学長が大学運営の意思決定するために、学内の諸情報を得て、適正に判断しリーダーシップを発揮するための補佐体制として大学運営評議会が設置されている。大学運営評議会は学長のリーダーシップのもと、副学長、学部長及び学長が指名した者で構成されている。大学運営評議会は、本学の重要事項を審議することを目的とし、原則月 1 回開催される。(備付 96-2) 学長が議長となり、学則第 48 条第 3 項により次の事項について審議する。「1. 教育及び研究活動の基本に関する事項、2. 大学の組織及び運営に関する事項、3. 学則その他重要な規則の制定又は改廃に関する事項、4. 教員人事に関する事項、5. 本学の将来計画に関する事項、6. 学年歴及び全学的行事に関する事項、7. 入学、卒業又は課程の修了その他、学生の在籍に係る方針及び学位の授与に係る方針に関する事項、8. 教学関係予算の編成方針及び予算の配分等に関する事項、9. 学生の厚生補導の基本に関する事項、10. 学生の賞罰の基本に関する事項」

る事項、11. 学長から諮問された事項、12. 教授会から提案又は付託された事項、13. その他必要な事項。」

このように学長は、主に大学運営評議会及び教授会を通じて、短期大学部教員の意見を吸い上げ、短期大学部の運営のための決定を行い、また学園運営協議会及び理事会等で法人と意見を調整しながら、短期大学部の運営に関して、適切なリーダーシップを発揮している。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

規模が小さいものであるため、委員会運営は大学と合同で実施している。それでも、近年の教育研究環境の進展により、さまざまな課題を委員会で取り扱わなければならない、求められる課題に対応するため、委員会数が増え続けている。委員会数が増えても、教員数はさほど変化しないため、委員会の活動が停滞してしまう傾向にある。現在、学長の主導により、委員会改革を検討しているところである。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

該当なし

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料

3. ホームページ「教育情報の公開」 <https://www.kiryu-u.ac.jp/guidance/org/>
27. 理事会議事録
29. 評議員会議事録

提出資料-規程集

1. 学校法人桐丘学園 寄附行為

備付資料

97. 監事監査報告書
98. 桐生大学・桐生大学短期大学部学報
99. 学園ホームページ
「情報の公表」 <https://www.houjin.kiryu-u.ac.jp/financial.html>
100. 学校法人桐丘学園 ガバナンス・コード

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は、寄附行為に基づき、法人の理事、職員または評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。(提出-規程集 1) その職務は、法人の業務監査と、また法人の財産状況の監督である。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出することを責務としている。現状は、毎会計年ごとに監査報告書を作成し、当該会計年度終了後の毎年 5 月の理事会及び評議員会に当該報告を行っている。(備付-97、提出-27、提出-29) また、寄附行為第 15 条第 5 号では、監査の結果、不正、法令・寄附行為違反の重大な事実がある場合、文部科学大臣、理事会・評議員会に報告する義務を負っている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員会は、寄附行為第23条に定める重要事項（予算・借入金等、事業計画、予算外義務負担又は権利放棄、寄附行為の変更、合併等）について、理事長が意見を聞かなければならない諮問機関として位置づけられており、私立学校法第42条の規定に沿ったものとなっている。（提出・規程集1）現在、評議員は寄附行為の規定に従った13名であり、理事6名の2倍を超える構成員となっている。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準IV-C-3 の現状>

本法人の財務情報は、学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、法人のホームページに掲載するとともに大学・短期大学部の広報誌である「桐生大学・桐生大学短期大学部学報」に掲載しており、財務情報関係書類については法人事務局に備え付けられ、閲覧することができるようになっている。（備付-98、備付-99）

短期大学部の教育情報については、学校教育法施行規則第172条の2に定める内容について、ホームページで公開している。（提出-3）

令和3（2021）年度に自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する桐生大学及び桐生大学短期大学部の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るために、日本私立大学協会の「私立大学版ガバナンス・コード」制定の目的・意義を踏まえ、「学校法人桐丘学園 ガバナンス・コード」を策定し、ホームページに掲載した。（備付-100）

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

令和3（2021）年度に「学校法人桐丘学園 ガバナンス・コード」を制定した。ガバナンス・コードは、適切なガバナンスの確保・強化を図り、学生や保護者を中心としたステークホルダーの信頼維持に努め、安定的かつ持続可能なガバナンス体制の下で、建学の精神に基づく人材育成を通じて社会の発展に寄与することを目的としており、引き続きガバナンス・コードに沿った運営を目指す。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

該当なし

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画は主に以下のとおりであった。

- ・理事長の下で理事会が迅速で的確な意思決定を行っていくためには、学園を取り巻く教育環境について、的確な情報収集と関係組織間での情報共有・課題共有がますます重要となっている。そのために、学園運営協議会のさらなる有効活用を図っていききたい。
- ・事務職員による委員会の支援体制を強化して、委員会の活性化を図っているが、次の段階では、個々の委員会の業務内容の見直しをした上で、必要があれば選択と集約に取り組んでいききたい。
- ・非常勤の監事との連携をさらに円滑なものとし、監事機能のさらなる充実を図っていききたい。

学園運営協議会は理事長、法人事務局長、学長、校長、園長、その他必要と認める教職員によって構成され、原則として毎月 1 回開催し、的確な情報収集と関係組織間での情報共有・課題共有ができています。

委員会の活性化については個々の委員会の業務内容の見直しを行い、少しずつ統廃合を行っており、令和 4（2022）年度から教育・研究推進センターを教育推進センター、研究推進センターに分けることにより業務内容をより具体的にし、迅速な意思決定ができる体制にした。

非常勤監事との連携、監事機能のさらなる充実については、監事による教学監査をはじめ、私立学校法第 37 条第 3 項に定める業務執行の状況について監査の対象とし、監事監査の体制整備、監査方針・計画の作成等、業務監査の体制・計画を整備し、監査を実施した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

少子化等、昨今の法人経営をめぐる厳しい社会情勢等に的確に対応しつつ、安定した運営を行っていくためには、本法人の管理運営機能の一層の充実を図ることが必要であり、そのためには本法人の業務についての決定権限を有する理事の機能の強化が不可欠であると認識している。このため、具体的改善方策として、私立学校法改正の趣旨に鑑み、理事会の役割の明確化、理事構成の多様化等について検討に入りたい。

学園運営協議会の適切な運営により、法人と短大のコミュニケーションの機会は十分に確保され、また、監事、評議員会によるチェック機能も有効に機能していると思

桐生大学短期大学部

料するが、これまで以上に法人と大学・短大による情報共有や意見交換を重ね、学生募集や財政等の重要課題の解決に向け努力していきたい。